

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (30. 3 定)			
日 時	平成 30 年 10 月 5 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 3 4 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	齊藤委員長、高橋（龍）副委員長、秋元・中村（吉宏）・濱本・ 林下・川畑・新谷・山田各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、 保健所長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に濱本委員、林下委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が秋元委員に、高野委員が川畑委員に、酒井隆裕委員が新谷委員に、面野委員が林下委員に、横田委員が濱本委員に、前田委員が山田委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は公明党、共産党、立憲・市民連合、自民党の順といたします。

公明党。

○秋元委員

何か以前とは雰囲気少し違うのかなと、昨日から予算特別委員会に出ている委員の方々もおっしゃっていましたが、皆さんの顔も晴れやかに見えるのは、各委員の皆さんも同じだというふうに思いますが、改めて、市長が変わりまして、深い議論もこれからいろいろとできるかと思えますけれども、またしっかりと皆様と、いろいろと教えていただいたり、また質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎高島漁港区における観光船事業について

初めに、高島漁港区の問題から質問させていただきます。

今回、再質問、再々質問もさせていただきましたが、その中で、産業港湾部長の答弁で後から気になる場所があったのですが、まず最後のほうで、我が党の斉藤議員が行政代執行の話で以前にしました。その際、法的になかなか難しいというお話を伺ったのですが、部長から、現状は建物が建っているだけだという状況で、著しく公益の不利益になっていないのかというお話があったのですが、現状は建物が建っているだけという、そういう認識なのですか。

○産業港湾部長

現状、観光船事業者の所有地に建物は建っているという状況でございます。それで、シーズン中には、あそこでまだ営業しているという現状もありますから、観光客の方が来る可能性はありますけれども、その建物そのものが建っている現状から考えてみましても、観光客が来るという状況を考えてみましても、それで公益に反するのかなのかということ考えたときに、我々の今の考えとしては、まだその公益に反する、そういったところまで、建物が建っていることによってそういった状況ではないという、そういったことを我々は今考えております。

○秋元委員

そもそも最初に、部長は当初からいなかったわけですから、細かいやりとりとか知らない部分もあるかと思うのですが、今は確かに分区条例の上ではあそこに建物があるのです。ただ、公益上の問題といえますか、当初から不利益をこうむると言っている方々がいる中で、現在まだ事業が続けられているのです。それによって当初から、漁業者があそこで船を走られると困るのだというお話を当初からしているわけなのです。

確かに、観光客の方とかが来ている部分は別として、漁業者が不利益をこうむっているという状況がずっと続いている中で、公益に影響がないという、そういう話なのですか。

○産業港湾部長

観光船の運航でございますが、今あそこから発着はしていないと認識しておりまして、別な護岸を使いまして、そこから観光客の皆さんが乗って、そして運航しているという、そういったふうに私は聞いております。そういった

たところから考えましても、今、あの建物がある前の海岸から、船が出ていないという状況を考えると、漁業者の方に、早急に影響があるのかどうかということを考えた場合、現状ではないのかというふうに思っております。

○秋元委員

これは担当の課長でもいいのですけれども、これは現実と少し違うのではないですか、部長のお考えが。

現実はいそいで発着しています。漁港区内で船が普通に走っているのです。ましてや、そこからお客さんを乗せたりして事業をされているのですが、そういうことというのは、ほかの担当課の方は知らないのですか。

○（産業港湾）管理課長

ただいま秋元委員から、高島漁港区内で発着しているのではないかと、それをほかの部署はよくその辺を把握しているのかという御質問ですけれども、現状といたしましては、私が認識しているところでは、港町物揚場を利用して観光船 1 隻が運航しているという状況は、港湾室の庁舎の目の前にありますので、その辺は認識しているところでございます。

また、高島のほうについては、観光船の出し入れはやっているというところでもございまして、実際その場で、私どももパトロールとかに行つた際に、乗降者が乗りおりするところまでは確認できていないところがありますので、その辺の報告が私から部長にきちんと伝わっていないところがあるのかというところで、このような答弁になったのかというふうに考えています。

○秋元委員

いや、管理課長の押さえはいそいで発着していないという考えなのですよ。では、部長と同じ考えではないのですか。でも、私は以前からいそいで発着しているという話を何回もしていますよ。だからこのままでいいのかというお話をしてきたのですけれども、それはわかっていますよね。

○（産業港湾）管理課長

済みません、ただいまの説明、言葉足らずなところがあったかと思うのですが、主なところでは港町物揚場で発着をして、さらに時折、高島のほうで人をおろしているというようなことは少し聞いたことがありますけれども、現実的にそこまで、現場に行つて目視で確認できていないというところです。

○秋元委員

その辺をしっかりと部長も、課長もわかっていないと、是正措置などできないのではないですか。この質問に余り時間をかけるつもりはなかったのですが、余りにも部長と課長の言っていることが違い過ぎて、私も驚きますよ。

是正措置をしておいて、事業者がいそいで営業をしている状況を正しく把握されていないというのは、これは行政として本当に大丈夫なのですか。

一方で、行政指導までしているわけですよ。これを事業者側から見たら、正しい情報に基づかない行政指導をされているなどと言ひ出しかねないですよ。どうですか。

○産業港湾部長

私の認識といいますか、そういったことが不足していた部分があると思いますので、その部分についてはきちんと確認しながら、対応させていただきたいと思っております。

○秋元委員

議会の場ですから、私が最初に聞いたとおり、いそいで普通には発着しているわけです。この状況を以前から課長には話をしていましたし、議会でも話していますけれども、その状況をいまだにしっかりと把握できていないなどということがあるのですか、本当に。

だけれども、いそいで発着している状況が確認できたら、どうするおつもりなのですか。いそこは、分区条例では一応建物はだめですが、いそいで発着することもできないのではないですか。

○(産業港湾) 管理課長

高島の前浜に観光船を係留するために、例えば係船くいですとか、係船柱だとか、そういうものが設置されれば、当然これまでのコンプライアンス委員会からの調査結果に基づきますと、それを考えますと当然、分区条例違反となりますので、それについては当然、指導していくという格好になります。

ただ、私たちが今まで聞いていたのは、前浜から自己所有地で乗りおりするということろで、お話を伺っていたものですから、その辺のところをもう一度きちんと確認して、必要な指導をとっていきたいというふうに考えております。

○秋元委員

御自分の土地から乗りおりしているのですよ。そこで発着しているのですよ。これはいいのですかという質問なのです。

○(産業港湾) 管理課長

自己所有地から人を乗せて、何か出入りするという分については、分区条例でいう、いわゆる禁止構築物が設置されない限りは支障のないものというふうに考えております。

○秋元委員

分区条例だけではなくて、あそこで人を乗せたり、お客を乗りおりさせるようなことができるのですかという話なのです。

○(産業港湾) 管理課長

今の御質問ですけれども、繰り返しの答弁になりますが、観光船事業のために、発着するための施設ですとか、そういう構築物が設置されない限りは、自己所有地から乗りおりする分については、条例上、禁止構築物に該当するものが設置されない限りは、問題ないものと考えています。

○秋元委員

こういう質問をすると思わなかったので詳しく調べていないのですが、でも、乗りおりするには係留するわけですよ、あそこに。係留の話も以前からしていましたけれども、係留もできるということなのですね。

私も詳しく調べますが、係留はできるのですね。

○(産業港湾) 管理課長

先ほども答弁申し上げましたけれども、観光船を係留するために係船くいとか、係船設備を設置して船を係留することは当然、分区条例違反になりますので、何か構築物をつくって係留することについては、分区条例違反になるというふうに考えています。

○秋元委員

以前に、係留するくいみたいなものを打っているという話をして、注意していませんか。どうですか。

○(産業港湾) 管理課長

建物の用途変更、または撤去ということも是正命令を出していましたので、履行期限が来る前に現場に行って、建物の状況確認とあわせて、その際、ゴム製のくいのようなものがありましたので、もしこれに船を係留するとすると、簡易なものであっても係留設備になりますので、そうすると当然、分区条例違反になるので、撤去してくださいという指導はその場でできております。

○秋元委員

それは、もう撤去されたのですね。

○(産業港湾) 管理課長

直近で確認したところ、まだ、そのようなくいは残っているような状況です。

○秋元委員

大丈夫ですか、本当に。注意もして、そのままになっているということなのですよ。そこに係留しているという話なのですよ。それはいいのですかという話なのです。いいのですか、それでも。

○（産業港湾）管理課長

今、その係船くいなるものに船を係留して、そこで乗降客を乗せているのであれば、これは問題だというふうに考えます。

○秋元委員

だから、最初から言っているのですよ、そのことを。問題があるのですよね。まずそういう問題が今あるのですよ。

最初に戻りますが、やはりこれは、漁業者の方には不利益になっているのですよ。だから公益に、著しいかは別として、問題があるのではないですかという話なのです。どうですか。

○産業港湾部長

ただいまの質問でございますが、現状そういった乗りおりを、私の認識が違ったということで先ほど答弁させていただきましたが、そこで乗りおりをしていて、船が走っているという状況の中で、現状で我々には、漁業者から、それに対する問題であるとか、そういったことが耳に入ってきていないような状況でございます。それは件数は少ないけれども、そういった形で運航に影響があるという、そういったことが確認できるのであれば、これが著しい影響なのかどうかというのは、まだ判断は私もできませんが、その部分については、影響があるのかという、そういった判断になりますが、そういった部分を含めて、著しい影響があるかどうかについての判断は、慎重に考えなければならないかなというふうに思っております。

○秋元委員

余りにも現実を知らな過ぎるのではないですか。まだ状況が全く変わっていないし、新たな問題もやはりそういうふうにあるわけではないですか。ましてや、注意、指導したことがまだ改善されていないということが、次から次へと出てくるではないですか。そういう中で、当初から漁業者の方がやめてほしいと言われていることが、まだ漁港区内で行われているのです。船も普通に走っていますし。それを部長は、漁業者から声がないからと、そんなことなのですか。

是正されていない、改善されていないのであれば、もう少し何か、巡回するなり、パトロールするなり、指導するなりという回数をふやすとか、そういう心がけは必要なのではないですか。余りにも、漁業者の方にはしてみたら、何だ俺らが言わないと何もやらないのだなという話ですよ。本当にそれで今回の問題は解決するのでしょうか。大きな問題ですよ。間違った許認可を行ってしまったのですよ。この期に及んでも、本質的な行政としての考え方というのが少し違うのではないですか。どうですか、部長。

○産業港湾部長

まず、パトロールの件でございますが、定期的なパトロールは、港湾室では実施しているような状況です。ただし、そのパトロールの中で、どれだけのものを確認できるかという問題もありますので、先ほどの秋元委員からの御指摘のとおり、その後についてはもう少し強化していかなければならないものだと思います。

それと、本質的な問題というところでございますけれども、その部分については、まず、法に照らしての状況で考えたときに、本会議でも答弁させていただきましたが、著しい影響があるのかどうか、そこがまず強制的に執行できるかどうかということの判断になります。

それとあわせて、まだ改善されていない、そういった問題もございますので、そういったものについては、これまでも指導を実施してきた状況がございますけれども、その部分についてはもう少し強く実施していきたいというふうに考えたいと思います。

○秋元委員

今回の問題も、一日も早く解決してもらいたいですけれども、そういう中で本会議場の答弁が、あそこに建物が建っているだけだとか、そういう言い方はないのではないかと思います。確かに言葉尻をつかまえているようなことですが、でもそういうことではなくて、そういうところをしっかりと、漁業者の方も見ていますし聞いているのですよ、当初から。だから、その辺はぜひ注意してもらいたいし、しっかりとやるべき指導なりは、やっていただきたいと思うのです。

非常に問題だと思うのは、今回、事業者側ですけれども、正式な手続をとって許認可を受けたと言っているそうです。それで結局、行政指導、不利益行為に納得がいっていないという答えらしいのですが、今回の一連の手続全般ですけれども、これは正式な手続だったのですか。

○（産業港湾）管理課長

正式な手続かどうかという御質問ですが、一応、事業者からは高島地区袖護岸に観光船を係留するため必要となります護岸の登録、浮き桟橋を設置するために必要となります港湾施設占用許可申請、あとは係船環設置のための工作物等施工許可、あとは浮き桟橋設置に係ります港内行事等許可、あと建物については建築確認申請になりますけれども、それを市に提出して、手続を踏んだ上できちんとやったといったものでございます。

○秋元委員

だから、正式な手続なのですかという話です。

○（産業港湾）管理課長

観光船事業の業務を行うに当たり、必要となる条例と法律に定められた手続を行っているというふうに認識しています。

○秋元委員

正式だということなのですね。

袖護岸の話もそうですが、そういう手続は正式というのですか。既成事実をつくった後で許可をもらうなどということが、これは正式というのですか。正式というのは、許可をもらって係留するなり、係船するなり、これが正式な手続のあり方なのではないですか。違うのですか。

○（産業港湾）管理課長

秋元委員のおっしゃられているのは多分、U字フックの件だと考えているところですが、確かに今お話があったとおり、U字フックの撤去、改善することなく護岸の登録を行ったというところについては、手続上、私どもは不適切だったというふうに考えております。

当時は、それを一刻も早く改善するために護岸の登録を行い、正式な設備を整えて安全に係留させるといったことで、少し対応を焦ってしまった部分がありますが、それについては、深く反省するところだとは考えております。

○秋元委員

例えば、分区条例の話も先ほど出ましたけれども、そもそも、最初に擁壁らしきものがつくられましたよね。あのときの手続というのは、正式な手続だったのですか。

○（建設）用地管理課長

擁壁の件ですが、擁壁の部分というのが、あそこは普通河川、牛川という河川占用という扱いで用地管理課に申請を上げていただいたのですけれども、本来は許可証を出す前に現場を施工したらだめだったのですが、あそこは8月8日に申請を上げてもらって、10月24日に許可が出ているという状況で、事実としては7月の中旬ごろに擁壁とか、そういうものをやってしまったのですが、市としては、本来の正規な申請の手続というのは、小樽市普通河川管理条例第6条に「許可等を要する行為」というのがございまして、その許可基準を満たしている場合は、許可証を交付して現場施工となっているのですが、今回の逆転したやり方は、全く委員の言うとおり、望ましくないこ

とですが、今後ともそういった現場を発見次第、速やかに申請するように当然指導していく考えでございます。

○秋元委員

この問題の最後にしたいのですが、市として今回の、いわゆる観光船事業者が行った分区条例のみに限れば、これらの手続というのは、正式な手続だと思っているのですか。

○（産業港湾）管理課長

秋元委員が御質問されました、事業をやるに当たり、全体的な流れというふうに捉えますと、通常、全体の事業をどう進めていくかという事前の相談や協議があった上で許可の要るもの、要らないものというくりの中で、通常であれば事業が行われていくのだらうということを考えますと、そういった観点からすると、一部、不適切な流れであった部分もあるかというふうに考えております。

（「いや、違う。正式だったかという話」と呼ぶ者あり）

正式か正式でないかということと言いますと、一部先行して行われた行為もありますので、全体的な事情から見ますと、正式ではない部分もあったかというふうに考えます。

○秋元委員

私からすると、一部は正規の順序にのっとりやったかもしれないですけれども、私を知る限りでは、ほとんどのところが正規ではない、要するに既成事実をつくった上で許可を出すようなことになってしまったのではないかと感じているのです。

ですから、事業者の方が正式な手続を踏んで許認可をもらったというお話をしているようですが、その辺もすっかり事業者側と話をするなり、是正措置を進める中で、正式な手続というのはこういうものだというのを教えてあげていただきたいと思います。

当初から事業者の方は、許可をもらう前に、申請の段階で許可をもらっている、許可をもらっているとずっと言っていたのです。議会が行っている市民と語る会の中でも、許可をもらう前に、申請している段階で許可をもらっているとずっと言っていましたけれども、要するに、そもそも最初からそういう認識のずれがあったのではないかと思いますので、まずは一日も早く是正措置を受け入れてもらえるように努力していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎市政運営と信頼回復について

次に、今回、市政運営と信頼回復について一般質問でもさせていただいたのですが、その中で高島漁港区の問題もあったのですけれども、1点、答弁書を確認したら、私の伝え方が悪かったのですが、少し誤解されている部分があったので、総務部長に伺います。

私は、今まで、森井前市長時代に行われてきた庁内のみでの会議で決まったことは、一切変更されることなく行われてきたということで、なぜそういうことが起こったのか、まずしっかり検証してほしいというお話をしたので。例えば、除排雪もそうですし、高島漁港区の問題もそうですし、小樽港港湾計画もそうですけれども、まず、何があっただけでこういうことが行われたのか。要するに、議会からも反対されるのに強行してきたとか、関係する団体から陳情なりがあっても全く聞く耳を持たなかったということが、どういうことがあってそうなってしまったのかというのをしっかり検証してほしいという質問だったのですけれども、答弁は、予算編成の中で事業の検証をしていくと。要するに一つ一つの事業に対して検証するという話だったので、私は事業のことを検証してほしいと言っているのではなくて、手続がどうしてそういう間違った方向に行ってしまったのかという、そういう検証をしてほしいという質問だったので。

もしよければ、総務部長、後でもいいのですけれども、市長と話し合っ、この検証をぜひ進めてほしいと思うのですが、どうですか。もし、答えられたら答えていただきたいと思います。

○総務部長

確かに、なかなか答えづらい部分もあるのですが、前市長の考えに対して私たちも自分たちの思いというのは話しておりました。

前市長に対しては、自分のたちの思いも話しておりましたし、なかなか意見が食い違うところというのも多々ありました。これは市長に対しても、副市長に対しても同じです。

ですが、その思いをぶつけても、それをきちんと認めてくれるとか、わかってくれるというのがなかなか難しいところもあったのですが、そういったこともあって、なかなか私たちの意見というものを取り入れてもらえなくて、前に進まなかったということが現実でございます。

ですので、検証する、検証しないということよりも、実際にそういうことが起きてしまって、最終的には市長判断ということになりますので、トップが判断するということになりますので、その結果このようになってしまったということが事実でございます。

○秋元委員

ということは、以前から議会で、ほかの議員の方たちも指摘されていましたが、結局は除排雪にしても何にしても、やはり前市長の意見を曲げることができなかったということですよ。森井前市長の考えを変えることはできなかった。結局、市民なり、事業者なり、各団体、小樽商工会議所もそうでしょうけれども、そういう方々に迷惑をかけた。事実そうですから。そういうことが起こったということなのですよ。私はその本音を言えない部分ももしかしたらあるのかもしれないので、検証をしてくださいと。それで、どこに責任があるのかというのを私ははっきりしたかったのです。正直言って、職員の皆さんがこんな大きな間違いというか、起こすわけがないというのは、誰もわかっていることなのです。

結論から言うと、森井前市長が悪いというのもわかっているのです。ただ、このまま検証もされないで進んでいくと責任がどこにあるのかというのがわからないまま、迫新市長のもとで行政が運営されていく。当然よくなっていくでしょうけれども、それだけではだめなのです。しっかりその責任がどこにあったのかというのを検証しなければならぬと私は思っていますし、実際、市民の方々も本当に、私、一般質問の最初で言いましたが、この3年3カ月、本当に悪夢だったよねという方もいらっしゃいますよ。もう夢のようだと。8月27日、本当にこれが現実なのか、選挙がきのう行われたのかどうなのかという、そういう思いだった方もいらっしゃるのです。

でも、実際にあんなひどいことが起こってしまったのですよ。何を言っても聞いてもらえないということが実際にあったわけで、しっかりその責任を、森井前市長に全部かぶせるということではなくて、でもどこに原因があったのか、問題があったのかというのは検証していただきたいというふうに思うのです。

しっかりその辺、市長と話し合っていていただいて、どういう形になるのかわからないですが、ぜひ行っていただきたいと思いますが、どうでしょうか、総務部長。

○総務部長

話としてはわかりましたといいますか、理解はしているのですが、全てが前市長が決めたのかということ、なかなか難しいところですが、最終決定は市長ですので、全部市長が決めたということになるのでしょうかけれども、それ以前に職員が、全員反対したかといいますと、それは私も全部そこに入っているわけではないので、わかりません。最終的には、職員がそれを認めざるを得なかったというところもありますので、そのところは全て前市長の責任にするということとはできないのかもしれませんが、いずれにしても、なかなかこちらの意見を聞いてもらえない状況というのは、多々あったのかというふうには思っていますが、それを検証する、検証しないということよりも、そういったことを踏まえて、今、新市長になりましたので、何とか、今の市長は我々の意見も全て聞いてくれますし、代表質問、一般質問でもそうですけれども、ほぼ自分で答えられているということもあまして、我々も非常に信頼していますので、これからとにかく自分たちの意見も市長にぶつけながら、前に進め

ていきたいと、そのように考えております。

○秋元委員

まずは、きょうの後からの共産党の質問で出席要求があるみたいですが、後ほど構いませんから、秋元からそういう話があったということをしっかり伝えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

◎行政評価について

次に、行政評価です。

まず、私がそもそも行政評価の導入を質問してきた理由というのは、実際に自分を振り返ってみると感じるのは、あれもやってほしい、これもやってほしいという質問が多いなというふうにはずっと考えていました。ただ、あれもやれ、これもやれというのは、本当に無責任だなと自分でも以前から思っていたわけで、その上で、では、どういう方法があるのか。人口が減って、歳入が減っていく中で何ができるのかと考えたときに、我が会派として行政評価というものがあって、それを先進事例として勉強していこうということで、いろいろな市を勉強してきました。

その中で、すごく効果を出されているところもあるのです。そういうところも勉強しながら、何回も議論をさせていただきました、森井前市長以前に。いろいろと取り入れていただいた部分もあるのですが、ただ今回、森井前市長時代に考え方が変わって、総合計画と一体となった評価をしていくということだったのですが、今回質問の中でその考え方も聞きましたけれども、ただ、そもそもの私が言う行政評価の目的と大きく変わってしまうのではないのかなど。目標を管理するだけの行政評価であってはいけないのではないのかということで今回質問したのですが、市のホームページにもありますけれども、この考え方は非常に重要だなと思いますので、少し読みます。

人口減少や少子高齢化の進行などにより歳入の増加が見込めない一方で、行政ニーズは一層多様化しており、「選択と集中」の観点から、限られた行財政資源を効果的に配分し、効率的な行政運営を目指していくことが求められています。このことから、行政評価をツールとして活用し、職員の業務に対する目的や成果、コスト意識の醸成を図るとともに、必要な点検や見直しと効果を把握する中で今後の方向性を整理し、継続して業務の改善と改革を図ることにより、持続可能な自治体経営につながることを目的にするとありました。

私も勉強させていただいて、全くそのとおりだなと思いますし、ですから行政評価の中で、たくさんある事業の中で、必要なもの、市民ニーズに合っているもの合っていないものを選択しながら、予算の配分もそれによって考えていくということは重要だなと思ったのですけれども、今回、質問する中で、行政評価と一体となった総合計画の運用の仕組みについて、行政評価を前提として施策の効果を的確に図ることができる指標の設定をつくるというふうにお話しされていたのですが、この施策の効果を的確に図る指標というのは、どういうものを考えられているのでしょうか。

○（総務）企画政策室布主幹

指標でございますが、平成29年度に行いました、小樽市行政評価市民会議で行った施策評価につきましては、商業、都市景観、地域医療の3施策で対象として行いましたが、その中で地域医療という施策では、成果指標が人口10万人当たりの病床数のみであったということで、これでは地域医療の施策は進んでいるのか、進んでいないのか、市民会議としては判断ができないというものでございました。

ですので、今後、次期総合計画の策定におきましては、こうしたわかりやすい指標と市民の意見のアンケート等も踏まえた指標と、事業の進捗、こういったものを捉えた指標をあわせることで考えてまいりたいと考えているところでございます。

○秋元委員

以前の答弁では、これまでの方法では複数の事業における優先性などの比較検討ができなかったという答弁だったのですが、これはなぜ比較検討ができなかったのですか。

○（総務）企画政策室布主幹

これまででは事業の見方として、各部局でどういった事業があるのか、こういった見方で見ますので、もちろん施策目標も違う中で、個別の事業を別々に評価していたという経緯がございます。

事業そのものの評価はできたと考えてございますが、施策への貢献ですとか、個別の事業と比較検討、そういった意味で、優先性ですとか、そういった比較検討が難しかったということでございます。

○秋元委員

結論から言いますと、私は先ほど市のホームページに載っている部分をお話しさせていただきましたけれども、やはりこれから市民のニーズに応じていくために、目標を管理するというのは大事だと思うのですが、その方法と、そもそも行政評価の考え方は、少し違うのではないかという思いがありまして、私は最初に言ったとおり、職員の皆さんが市民のニーズを判断するですとか、例えばコスト意識に立つですとか、そういう考えを持つと考えれば、やはり後者の行政評価のほうが私は正確に判断できると思うのです。

細かい内容も以前からお話ししていましたが、やはり評価調書自体が少しわかりにくいと思いますし、以前からフルコスト診断みたいな形でやりますと、本当に非常に、素人の私が見ても、他市の状況がよくわかるということがありましたから、その辺もぜひ検討していただきたいと思いますし、これから新しい制度を考えるということですので、ぜひ以前のコスト意識ですとか、そういう市民のニーズをどういうふうに反映させていけるのかですとか、そういう事業を選んでいくという判断基準をしっかりとった、そういう制度にしていきたいと思うのですけれども、最後にこれの答弁をいただいて終わります。

○（総務）企画政策室布主幹

これまで本市が行ってきました事業評価の視点、確かに御指摘のとおり、資料は市が事業を実施する妥当性、事業の優先性ですとかそういったものが見えづらい結果となっておりますので、今後仕組みを再構築する点につきましては、こういった視点も取り入れることを検討してまいりたいと考えているところでございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○川畑委員

まず、質問に入る前に、正しておきたいことがあります。

きのうの予算特別委員会において答弁者の入れかえがあって、我が党の酒井隆裕委員の質問の答弁に支障が生じたという事実がありました。

議会運営委員会における確認事項の15に理事者の出席範囲が明記されております。それはここにありますが、平成27年5月に議会事務局からいただいたものです。20年5月20日にこの項目は確認されております。

総括質疑の日は次長職以上を原則として、課長は各部で調整することとあります。それで、きのう、産業港湾部では、本来、次長、室長、それから観光振興室長が出席しなければならないところであったと思います。

議会運営委員会の確認事項を厳守すべきことが無視された形になっています。それで、このことについて今後の対応を明らかにしていただきたい。そのことをまず求めます。

○（総務）次長

今お話がございました、次長職以上は総括質疑には出ていなければいけないという確認事項ですけれども、現実

問題を考えたときに、物理的な問題もございます。実際にそれは原則ということでは私どもも承知してございますが、あくまでも、その質問に対して答弁ができるという状態をつくる。それが私どもとして必要なことだというふうに考えてございます。ですから、まずそこは、原則としては、私どもとしてはわかっております。

あと、運用については、議会側でやっていただくことになるかと思えますけれども、ただ、実際に次長職以上が全員出るとなれば、病院局の地域医療連携室長も実際に次長職でありますし、何名も出ないといけない。非常に物理的な問題が出てきます。そうすると、実際に後ろのほうですと傍聴席もございますから、それもつくらなければいけないといったときに、現実問題、どこで折り合いをつけるかという話になるかと思えます。ですから、あとはその折り合いの中で議会の運用を考えていただきたいということで考えています。

○川畑委員

今の答弁、少し違っていませんか。何だか聞いたら、議会に責任があるようなことを言っているのですけれども、そんなことではないですよ。議会運営委員会でこういうふうに決まって、平成20年8月にこうやって決まっているということは、そのことは御存じなのでしょう。

それを、あえてこの場でひっくり返すような言い方というのは、認められませんね。

○(総務)次長

原則的なことは存じ上げているわけですが、ただ折り合いの中で、今そのように、例えば、次長職は全員出ているといいますか、各部で次長は出ております。各部の次長は出ております。

ただ、室かい長となると、確かに次長職ではありますが、全員が全員出るとなると、確かに物理的な問題も出るということもございますので、その辺は例えば理事会の中をお願いをして、そこは出席を控えさせていただくとか、そういったことでの運用をお願いしたということもございます。

○川畑委員

そのことに私は時間をとりたくないのです。この今の質問は、外してください、時間からね。

(「そんなのダメだよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○委員長

外れないです。

(「だって議会なんだもの」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「いやいや関係ないよ、質問だよ」と呼ぶ者あり)

○川畑委員

今の答弁は、それは違ってないかとい私は聞いているのですよ。どうしても出られない場合は事前に議会に申し入れて、こういう事情でこの人は出ませんよということをはっきり言わなければならなかったのではないですか、どうですか。

○(総務)次長

今までも理事会の中でお話をさせていただいて、質問に特に関係ないであろう職員については出席を、物理的な問題もございますので、控えさせていただくということでお話をさせて、一応、言い方はどうかと思えますが、仁義を切ったつもりでございました。

ですから、あとは次長職以上は全員出るべきだとなれば、それは私どもで対応させていただきますけれども、ただ、物理的な問題が生じるということは、もう一度お話しさせていただきます。

○川畑委員

この答弁に対応している時間はないので、その話についてはまた改めて、機会を見つけて正していきたいと思

ます。

私の本来の質問に入りたいと思います。

◎貸出ダンプ制度の見直しについて

除雪についてですけれども、まず、貸出ダンプ制度の見直しについて質問したいと思います。

この制度の目的と、2016年度、2017年度にわたって大幅に内容が変更されているわけですが、そして、2018年度も見直しの検討を進めようとしているわけです。2016年度以降の大幅変更した部分と、見直しを検討している内容を簡単に説明してください。

○（建設）建設事業室木村主幹

主な変更内容といたしましては、平成28年度につきましては、集合住宅の敷地内道路の排雪を対象外、雪堆積場の排雪を対象外、対象となる道路の条件を変更といたしております。

29年度につきましては、申込書は利用団体が市へ提出すること、幅員8メートル以上の道路は排雪幅を8メートルまでとする。排雪第2種路線を対象外といたしております。

30年度以降に検討事項として載せている項目につきましては、制度の利用回数につきましては、2回を1回にするということ。それから、ダンプの配車方法の検討ということで載せております。

制度の目的になります。昭和54年度から市民の皆様が、その居住する地域の冬期間における交通を確保するため、町会または団体が自主的に生活道路の排雪を行う際に、市が無償でダンプを派遣し運搬処理を行うことにより、町会等の排雪費用の軽減を図ることを目的としております。

○川畑委員

今、報告を受けまして、要するに貸出ダンプ制度は、市がダンプを提供するけれども、利用者は自力等の負担をしているわけですよね。その分、市の負担が部分的に少ないかもしれませんが、軽減されているのではないかと思います。

それで、利用団体が自主的に生活道路の排雪を行うことに排雪費用の軽減を図るという、本来の制度の目的、その趣旨に変更、見直しが反していないのかと思うのですが、いかがですか。

○（建設）建設事業室木村主幹

制度の変更につきましては、毎年それぞれ変更をかけているのですけれども、その都度、貸出ダンプ制度というものの原点に立ち返るといって、変更を行ってまいりました。

○川畑委員

言っている趣旨がよく理解できないのですが、もう少し説明してください。

○（建設）建設事業室木村主幹

具体の例を挙げますと、例えば雪堆積場の排雪を対象外という部分につきましては、一部、道路の雪ではない雪を堆積しているという話もありまして、そういうものを含めて、要するに道路の雪なのか民地から出てきた雪なのか、その判別がつかないということで、そういうのを含めまして対象外としておりました。

○川畑委員

私が質問している中身は、要するにこういうことなのです。本来の制度の趣旨に反していないのかどうかと聞いているのです。だから、趣旨に反していないという答弁なのですか、それとも一部やはり考え直さなければならぬという面はあるのですか。

○（建設）建設事業室木村主幹

制度の目的、趣旨には、反していないと考えております。

○川畑委員

何かどうもすっきりしない答弁で、簡単な答弁だったのですが、それはまた改めて、建設常任委員会等でお話し

していきたいと思います。

それで、会派別説明会が行われたのですけれども、貸出ダンプ制度の見直しについて、変える計画はないと断言しておりました、その時点で。しかし、我が党の代表質問に迫市長が昨年度と同様の制度内容で運用していきたいと、しかしながら、申請手続については利用団体等の負担が増大したことから、軽減する方法について早急に検討してまいりたいと答弁をいただきました。

それで、申請手続について、今年度の見直しをすると受けとめていいのかどうか、この点についてお答えいただけますか。

○（建設）建設事業室木村主幹

申請手続におきましては、先ほどおっしゃられたとおりですけれども、利用団体が直接窓口に提出していただいたことにより、負担が増大したということで、この部分に関しましては、軽減する方法につきまして、今早急に検討している最中でございます。

○川畑委員

私の聞き方がまずいのですか。今年度で見直しをすると受けとめていいのですかと聞いているのですが、市長、どうですか。そういうふうに受けとめていいのですか。

○市長

私の考え方ですけれども、市民の皆さん、事業者の皆さんが御不便を感じているということであれば、それは改善しなければいけないと思いますし、今、担当からも説明がありましたが、いろいろな条件がクリアして今年度中にできることであれば、それは今年度中に改善を加えていってもいいかなというふうには考えております。

○川畑委員

確認しますが、それでは、今年度中に見直すということは断定はできないけれども、検討していくということでもいいのですか。

○市長

先ほども言いましたように、いろいろなことを整理しなければいけませんので、そういった整理をし課題が解決できるようであれば、今年度中から実施していきたいなというふうに思っております。

○川畑委員

それではもう一つ、市の排雪第 2 種路線を対象外とするというこの見直しを変更する予定はないのでしょうか。

○（建設）建設事業室木村主幹

排雪第 2 種路線につきましては、市が行う地域総合除雪業務と貸出ダンプ制度での排雪作業が混在しておりまして、本制度との作業日程の調整が円滑にいかず、市の排雪作業と重複する事例があったということで対象外とした経緯があることから、今年度につきましても制度の変更は考えておりません。

○川畑委員

そうなりますと、市民から、第 2 種路線は市の排雪路線で貸出ダンプの対象外とされたと。ですから、市が排雪すると言っていたけれども、排雪はされなかったのだという苦情が上がっているのですよ。

ですから、市民から苦情の声があったわけですから、今年度は市の排雪第 2 種路線の排雪を実施するのですねと確認したいのですが、どうですか。

○（建設）建設事業室木村主幹

昨年度の排雪第 2 種路線で貸出ダンプの利用が中止になった路線につきましては、昨年度もやっていたのですけれども、今年度も引き続き排雪作業を実施したいと考えております。

○川畑委員

今年度は対象としてやるという、今までやっていないという苦情があったけれども、ことはやりますよという

ことで受けとめていいですね。

○（建設）建設事業室木村主幹

やるということで考えております。

○川畑委員

それで、2018年以降の取り組みを検討する計画でしたけれども、検討を進めるのかどうか。2点、先ほど回答がありました。これを具体的に進めるつもりなのかどうか確認させてください。

○（建設）建設事業室木村主幹

平成30年度以降の検討項目の2項目につきまして、今後の検討事項として載せてはありますけれども、2項目以外全体、制度自体としまして、市民の皆様が利用しやすい制度となるために今冬の検証、現場の検証や利用状況を確認しながら、今後、制度自体の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

○川畑委員

それでは、市長の除排雪に対する前向きな姿勢というのは、代表質問の中でも、答弁の中では感じられました。だから、そういう姿勢でこの今の二つの課題を進めていくなれば、逆行するのではないかという気もするので、その辺については十分注意して進めていただきたいと、そういうふうに申し添えたいと思います。

◎除排雪について

それで、除排雪について質問させていただきます。

除排雪について、除雪第2種路線の除雪出動基準を15センチメートルから10センチメートルに見直しています。市長は過去5年の実績、平均値の50万立方メートルとして、バス路線だとか交差点、通学路の安全確保を図るために出動基準を変更したと説明されました。

しかし、2017年度、除雪の検証では15センチメートルから10センチメートルに見直したことで、除雪第1種路線だとかロードヒーティングの段差やわだちが解消されたと、そういう点で効果があったと検証されております。それで、いち早く15センチメートルから10センチメートルに見直したと。早々に取り上げた理由を説明していただきたい。

それから、2017年度の除雪の検証が行われているのですけれども、検証では効果があったとしているのですが、この検証を否定されるかどうか、これを市長にお答えいただきたいのですが。

○（建設）維持課長

除雪第2種路線の出動基準の見直しにつきましては、降雪10センチメートルでの出動ということで、接続道路との段差解消の面で一定の効果が見られたものという形では確かに捉えているのですが、やはり従来の15センチメートルに戻しまして、市民の要望の高い排雪、バス路線ですとか、通学路等の部分を優先して作業していくことが総体的に円滑な道路交通の確保につながるものというふうに考えておりますので、こういう形にさせていただいております。

○川畑委員

今の2点目の答弁はどうなったのですか。

○（建設）維持課長

この検証の結果ということですか。

（「それは否定しているのですか」と呼ぶ者あり）

否定するという形ではなくて、一定の効果は得られたというふうに考えております。ただ、接続路線の段差解消は出動基準が変わったからといってこれをやらないという形ではなくて、接続道路の段差解消というのは、必ず必要な作業になってきますので、道路状況を見据えながらそれについてはやっていきたいというふうに思っております。

○川畑委員

次に、2017年6月の建設常任委員会で道路の雪山を、除雪作業で雪を積み上げることが可能な雪山の最大の高さは、1.75メートルが限界という議論がありました。これは私の質問に答えられたものです。

その答弁で、あくまでも除雪作業をする目線で設定しているもので、全ての道路に当てはまるものではないと、学校周辺では1.75メートルの目線は子供が見えない。これは排雪前の除雪の限界の高さというような基準と考えていないと答弁されております。

雪山が高く積まれ見通しがきかない、危険であったにもかかわらず排雪の実施がされなかったと市民からも苦情があるわけで、代表質問に対して市長が、排雪の決定は迅速に判断してまいりたいと考えていますと、このように答えているわけで、ことしの冬は雪山の高さの限度を具体的にどう考えているのか、その辺についてお聞かせください。

○（建設）維持課長

雪山の目安につきましては、今お話がありましたように、事業者の作業上の視点から、1.5メートルから2メートルということで、その平均をとって1.75メートルという形にしたものでございます。

市としましては、確かにこれは目安の一つとは捉えていますけれども、市内各路線いろいろありまして、作業条件ですとか路線の特性、いろいろありますので、この一律の基準ではないというふうに考えております。

今、道路パトロールで市内の道路状況をよく把握して、路線の状況、重要性などを勘案しながら、雪山の状況ですとか、車道幅員の状況、その辺を総合的に判断して、適切な時期に排雪はしていきたいというふうには考えてございます。

○川畑委員

本当は、具体的な高さをどんなふうに考えているのか市長に聞いたかったのですが。

それでは、我が党は除雪対策本部に建設部だけではなくて、福祉部だとか産業港湾部、それから教育委員会、消防本部も入れて除排雪を進めるように求めてきたのですが、市長は市民の皆さんが冬を快適に暮らすためには、道路の円滑な交通を確保するのみならず、冬期間における皆様からのさまざまな要望を一つずつ、着実に答えていく必要があることから、庁内の関係各部に情報共有や議論の場を設けてまいりたいと答えているのです。

それで、庁内の関係部署に情報共有や議論の場を設けるとお答えしているわけですが、先ほど言った各部が除雪対策本部に所属していない中で、市長は具体的にどうしようと考えているのか、その辺について説明いただけませんか。

○市長

冬の除排雪にしっかりと備えていくために、今、御指摘のあったように、建設部と庁内の関係各部の連携というのは、私も十分とっていかねばいけないというふうに思っているのです。ただ、今までもそれぞれ関係部との連携は少なからずとってきたとは思いますが、やはりこれから、私の公約の一つでもある除排雪をさらに充実させていくという観点からいきますと、さらに関係各部との連携は必要だというふうに私も考えております。

ただ、御指摘のあったような直ちに除雪対策本部の中に、各部を取り込んでいくのがいいかどうかという判断は、私にもつきませんが、除雪対策本部の中に関係各部を組み込んでいくかどうかという判断は今いたしかねますけれども、少なからず、関係部長会議を開催していく中で、関係各部との情報の共有、あるいは議論の場は、しっかりと確保していきたいというふうに思っております。

その後、除雪対策本部の運営状況などを私みずから確認した上で、必要があれば除雪対策本部の中に関係各部を組み込んでいきたい、今はそういう考えているところでございます。

○川畑委員

◎塩谷丸山登山道について

それでは、まだ除雪関係であるのですけれども、それは建設常任委員会の中で質問していきますので、塩谷丸山登山道について質問したいと思います。

2017年9月の定例会の一般質問で、私は塩谷丸山について取り上げました。当時の市長は、登山者が年間1万人を超えている、観光資源と認識して魅力の発信に努める、駐車場や簡易トイレの市への譲渡についてもNEXCO東日本と協議したいと、そしてまた、登山口への市道の幅員を確保するために草刈り等もしていると、このように答弁されておりました。

それで、高速道路の工事は終了の見込みで、NEXCO東日本が工事中に駐車場として使用していたスペースも小樽市への移管だとか、簡易トイレの市への譲渡、その後の進展について話を聞かせてください。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

昨年第3回定例会後の状況でございますけれども、駐車場用地の市への譲渡につきましては、市で移管を受けることとして、協議を進めてきております。

トイレの譲渡につきましては、工事終了に伴いトイレは引き上げていくこととなりますので、今後も登山者が使用できますように、現在協議を進めているところでございます。

○川畑委員

高速道路の両脇にある側道というのですか、これは小樽市がNEXCO東日本からの移管を受ける予定だと伺っております。移管される時期だとか移管後の利用について、わかればお示しください。

○（建設）用地管理課長

側道の件ですが、今、川畑委員がおっしゃっているところは、清水沢分線というところを上がって行って、右に2本、左に2本を側道とおっしゃっているということで理解していますが、その2本は管理道路として小樽市が管理することとなっております。移管する時期としましては、今、平成31年6月を予定しております。

そして、管理道路なので、当然御存じのとおり、市の用地管理課で管理しますので、一般の交通の妨げにならない、あと、維持管理も砂利道であれば砂利道のまま、舗装されていればその舗装を維持管理するという形になります。

○川畑委員

私も実際に見てきました。写真も撮ってきたので、これを拡大して見せたいくらいですけれども、立派な道路、管理地になるようです。

それで、NEXCO東日本からの移管によって高速道路の、小樽市の移管地となるわけですが、この管理地を登山者の駐車スペースとして利用できないものか。その点についてお答えください。

○（建設）用地管理課長

管理道路は、市内にも142路線ありまして、ここだけ、管理道路に駐車することは、どうしても難しいということと、今回ある管理道路につきましては、ほかの自動車の交通を妨げることや歩行者の安全を保つことができなくなること、さらに、管理道路は駐車場としての位置づけができないことから、やはり駐車を認めることはできないということで判断しております。

○川畑委員

それで、登山者がふえていけば、登山道の入り口からも高速道路に向けての道路に縦列状態で、車両でいっぱいになるのだと。これは住民の皆さんからの意見です。このことによって、農業用車両だとか登山者への救援、それから住民への緊急車両にも影響が起きる。このように、この地の居住者にとって重大な問題になっております。

それで、緊急車両等の通行に支障がないように、駐車に対する注意看板などを設置することはできないのかどうか。警察署に駐車禁止の看板を設置してくれという依頼でなくても、例えば、緊急車両や農作業車両等に御配慮願いますとか、そういう看板でもつけることはできないのかどうか。その辺について意見を聞かせてください。

○（生活環境）生活安全課長

今お話のありました注意喚起看板の設置の件についてですけれども、まずは現地調査、近隣住民の皆様、町会の聞き取り調査を行って、実態を把握することが重要と認識しております。その中で、高速道路の作業車や農作業の車両の通行の妨げになっている事実があった場合については、交通事故防止や駐車マナーの遵守の観点から、注意喚起看板の設置など、何らかの対応は必要となりますので、小樽警察署へのパトロールの要請など、庁内外の関係機関や小樽警察署などとも協議を進めてまいりたいと考えております。

○川畑委員

丸山下地域、これは私の家から山に真っすぐ上がったところですが、現在利用されていない土地のスペースが結構あるのです。必要だったら写真も見せますが、例えば簡易トイレを設置した場所、あるいは、登山道から少し離れていますけれども、丸山会館の向かいの土地などはまるあきで、ほとんどあいています。

こういうところは、法務局で調べたところ、所有者が札幌市におられるのです。私の知る限りでも、議員になって7年になりますが、その間でもほとんど使わないである土地なのです。そういうところを市でもって登山者のための駐車スペースとしてお借りするようなことを交渉できないのかどうか、その辺について話を聞かせてください。

○（産業港湾）観光振興室島谷主幹

登山者の車両の駐車スペースは必要と考えておりますが、さらなる駐車スペースの確保については、現時点では考えておりません。

まずは、工事用車両としてこれまで使われておりました駐車スペースが市に移管されてまいりますので、この部分を使用していくということで、登山者の車両の駐車ができるように管理していきたいというふうに考えております。

○川畑委員

その辺については、また改めてお話ししていきたいと思っております。

それで最後に、この登山道に産業廃棄物の不法投棄が行われております。これは、担当課長にも相談して対処をお願いしているところですが、一つは登山者を大切にしている立場からも、事前に具体的な対処と進展について説明してもらいたいのと、もう一つは、不法投棄の地主が対処することになるというのは聞いていますけれども、地主が亡くなっている場合はどんな対応ができるのか、その辺についても説明してください。

○（生活環境）次長

登山道の入り口に産業廃棄物が不法投棄されているということの、まず1点目でございますけれども、進捗、進展について説明させていただきます。

まず、10月3日に、今週の水曜日ですが、現地を確認、それから近隣住民の方、町会への聞き取り調査を行いました。廃棄物の処理についてでありますけれども、第一に、責任はその行為者、つまり、ごみを出した者に責任があります。ただ、不法投棄の場合、産業廃棄物であるか一般廃棄物であるかによって指導権限というものが異なっております。

産業廃棄物と見られる廃棄物につきましては、都道府県にその指導権限があるため、10月3日、調査の同日であります。後志総合振興局に連絡をとり、ともに現地調査をする予定になっておりますが、北海道が当該土地の所有関係を調査するとともに、排出者が判明すれば、その排出者に対して適正に処理するように依頼するということになります。

一方、廃タイヤ等、こちらは一般廃棄物となりますが、排出者が判明せず、また、その土地が民有地であった場合には、行政ではすぐに撤去することができないというような実情であります。

2点目、その方がお亡くなりになったようなケースというのは、本件に該当するのですけれども、この場合、現在の所有者または管理者の責任において撤去・処分することを要請していくということになります。

現在、我々といましては、当該土地の所有関係の調査を行っております。ただ、当該土地が民有地だった場合、市の責任において早急にごみの撤去、処分はすることができず、所有者、管理者の責任において撤去、撤収をしていただくというような、行政からはそういう要請を行っていくという形になっております。

○新谷委員

◎防災について

災害対策について、防災についてお聞きします。

8月22日の市営銭函住宅の断水状態と危機管理マニュアルについてです。

市長答弁では小樽市営住宅等管理マニュアルに追加する旨の答弁でしたけれども、小樽市営住宅指定管理者業務仕様書に緊急時の対応が載っておりますから、マニュアルを追加するのは当然だと思います。

私が言っているのは、建設部に問い合わせたときに部内で情報が共有されていなかった。そのために、指定管理者とは別に、市の部内でのスムーズな情報共有のためにも指定管理者に丸投げするのではなく、小樽市の危機管理対策のマニュアルが必要ではないのかということですが、いかがでしょうか。

○（建設部）大門主幹

8月22日の件につきまして、危機管理の市のマニュアルも必要ではないかという件についてですが、今回のケースにつきましては、もちろん指定管理者が第一報を受けまして、最初の対応をしたのもあったのですけれども、ただ、今回、新谷委員からもお話がありましたとおり、非常に緊急時という形の対応であったものですから、市としても指定管理者と協力して業務の遂行に当たったところではございました。

その中で、本会議の答弁でも述べましたとおり、現在、市営住宅等管理マニュアルの中には、緊急時における具体的な対応についての記載はなかったというところではございますが、今回のことを受けまして、確かにそのような文言をまず載せなければならないというのはもちろんですけれども、このマニュアルも指定管理者に丸投げしているのではなくて、市で今回協力したということもあったのですが、市も当然このマニュアルに従って業務を遂行しなければならないというところもございまして、このマニュアルの中で緊急時につきまして具体的な対応、文言を載せまして、市も指定管理者ともども、これについては実施していきたいというふうに考えております。

○新谷委員

本来は別でしょう。市がきちんとしなければいけない。こういう問題だと思います。

次に避難行動要支援者支援計画ですが、計画では半分近くの市民の支援者が決まっていないということです。これは、どのように早く進めていくかというのは非常に重要な問題で、市長も本当に大変気にいらっしゃるということでしたが、避難行動要支援者個別計画です。やはり完成させる期日の目標を持たなければなかなか進まないと思うのですけれども、この点についてはいかがですか。

○（総務）災害対策室長

ただいまの避難行動要支援者の個別計画を目標を定めてつくったほうがいいのではないかというお話ですが、個別計画の策定に向けてですが、ただいま、庁内関係部局と協力体制の構築、それから、社会福祉協議会や民生・児童委員協議会など、こういった関係団体との調整、こういったことを含めて現在段階を踏みながら策定に向けて取り組みを進めているといった、このような状況です。

また、こういう状況ですので、現状の中で、期日目標を設定してということについて、難しいところもございまして、お示しすることができないというのが正直なところでございます。

ただ、繰り返しになりますけれども、策定に向けては取り組みを前向きに進めさせていただきますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

○新谷委員

いつまでに目標を示せということではなくて、こういう目標を持つことが大事ではないのかということです。いかがですか。

○（総務）災害対策室長

委員御指摘のとおり、確におっしゃるとおり目標を持つことが重要だとは思っていますけれども、繰り返になります、早い段階で策定できるように努めてまいります。よろしく願いいたします。

○新谷委員

よろしく願います。

次に、地域防災計画に停電対策を位置づけることですが、市長答弁では停電対策の位置づけを検討していきたいということでした。

大規模停電で大変大きな問題、課題があることが明らかになりました。紹介した北見市の地域防災計画では、大規模停電対策を位置づけて、北電の義務を明記し、応急活動体制としては、北電は市と優先度を協議の上、防災関係機関、医療機関、避難施設などへ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うとしております。

ほかの自治体も北電の役割や任務を決めているのですが、小樽市としてはこの点をどう考えておりますか。

○（総務）災害対策室長

ただいまの御質問ですが、今回の停電経験を踏まえて、対策は非常に重要だというふうに考えております。今回の問題や課題なども、数多く出てきておりますので、その課題を整理した上で、地域防災計画の中に大規模停電対策の位置づけ、それから、北電の役割や任務、こういったものをきちんと定めてまいりたいと考えております。

○新谷委員

この計画の中に大規模停電対策をきちんと位置づけるということですね。よろしく願いいたします。

次に、冬季の停電対策ですが、避難所における暖房器具や照明の手配に時間を要することが想定され、十分な避難者対応が困難、吹雪や積雪で避難所への移動に危険を伴うので、自助、共助が最も重要であるという答弁でした。自助、共助が大切なことはわかります。ここでは、手配に時間を要するということが、北見市の大規模停電対策では、施設・資機材等の整備として、避難所の運営のために必要な暖房器具や非常電源及び燃料の確保に努めるものと明記しております。

暖房器具などは市で準備するもの、また、企業にお願いするものはないのか、あるいは広域対応等、冬場に備えてさまざまな体制を整えておくべきではないでしょうか。

○（総務）災害対策室長

ただいまの避難所での必要な暖房器具などの確保、こういったことではございますけれども、私どもの地域防災計画の中に、こころのところは正直言って明記はしてございません。

ただ、今回の停電の際、各避難所に夜間の照明ということで、照明器具、これについては災害協定を結んでいる小樽建設事業協会、それから青年会議所、こういった方の支援をいただいて、手配をして、お願いしてと、こういった形で対応させていただいています。

今後策定を検討している大規模停電対策の中に、こういったこともしっかり盛り込みながらつくっていきたく、このように考えております。

○新谷委員

自助、共助は本当に大事なことです、災害時に避難行動要支援者など、自助できない人たちが現にいるわけですが、こういう点で、万一、凍死をしてしまったら、備えが悪いあなたが悪いとは言えないわけですよ。そのためにも、避難行動要支援者支援計画を早く進めていただきたいです、あわせて平時からの備えについて市役所の各部との連携で教えてあげていただきたいと思いますが、いかがですか。

○（総務）災害対策室長

ただいまの御質問ですが、実際に災害時の避難行動要支援者など、自助が行えない方ということですが、今年度の避難行動要支援者の同意書の返送をいただいた方というのは950人いまして、そのうち、支援者の記入があった方が492人、支援者の記入がなかった方が458人となっておりますので、このような方たちには、例えば、社会福祉協議会ですとか民生・児童委員、それから町会、こういった方の地域の見守り活動の協力、支援をいただきながら、共助の取り組みというものも含めて進めていきたいと、このように考えてございます。

○新谷委員

それもすごく大事なことだと思いますが、例えば避難行動要支援者の要介護認定3から5、身体障害者手帳1、2級、それから療育手帳A、これはやはり各部で把握しておりますので、市役所としてこの方々に、この備えについて教えていくということではできないのではないですか。ふだん接しているわけですから。

○（総務）災害対策室長

今、おっしゃられたさまざまな障害のある方についても、ふだんから何かしらそういったいろいろな機会を捉えて、その準備と申しますか、日ごろのそういった準備を、きちんとわかりやすい形でお伝えしていくのか、そんなことをこれから考えてまいりたいと思っております。

○新谷委員

それでは、市長に出席していただきました。1点お聞きしたいと思います。

今回の災害で本当に大変な御苦勞をされたと思いますけれども、やらなければならない課題がたくさん出てきて、今、各部からの問題、課題を整理してもらっているというふうにも聞いていましたが、各部の連携もさることながら、災害対策室の職員が不足しているのではないかと思いますけれども、もっとふやす必要があるのではないのでしょうか。

○市長

ただいまの御質問は、現在の災害対策室を増強すべきではないのかというお尋ねだと思いますけれども、今回のブラックアウトの事象を見ますと、今、各職場から課題などが上がってきていまして、我々、これから一つずつ検証していかなければならないと思っておりますが、その組織の増強の必要性については、私も感じているところであります。

ただ、総務部からは、各部からの増員要請、各職場からの増員要請も少なからずあると聞いておりますので、そういった中で全体的な職員配置の中で考えざるを得ないとは思っておりますけれども、基本的には市民の皆さんの安心・安全、こういったものを考えていくとすれば、やはり、最優先ではないかというふうには私なりに考えているところでございます。

○新谷委員

◎市営住宅について

せっかく資料を出していただきましたのでお聞きします。

この修繕と空き戸ですね、修繕しなかった住宅は空き部屋がなかったことや市民ニーズで優先順位が低かったこと、多額の修繕費を要することで発注を見送ったということでしたけれども、高島、祝津4号棟、塩谷A、塩谷C、桜東、松ヶ枝A各住宅の応募倍率はどうでしたか。

○（建設）大門主幹

今、お問い合わせがありました高島、祝津4号棟、塩谷A、塩谷C、桜東、松ヶ枝A各住宅につきましては、平成30年度の倍率で申し上げますと、30年度は4月、6月、8月の3回募集があったのですが、まず一般住宅につきましては、高島、祝津4号棟、塩谷A、塩谷C各住宅は、募集が出た物件がなかったところございました。

桜東住宅につきましては、4月は二つの募集戸数に対して1件の応募、6月は三つの募集に対しまして1件の応

募、8月は1件の募集に対して2件の応募ということで、8月の倍率が2倍になっていまして、4月、6月は定員を割るという状況、1倍を割るという状況でした。

松ヶ枝A住宅につきましては、4月は2件の応募に対して募集はゼロ、6月は2件の募集に対して応募が1件ということで0.5倍、8月が2件の募集に対してゼロ件の応募ということで、倍率ゼロということです。

一方、特定目的住宅につきましては、それぞれ4月、6月、8月につきましては、高島住宅と塩谷A住宅は募集はありませんでした。

祝津住宅4号棟につきましては、4月、6月、8月とも3戸の募集を出したのですが、3回とも応募はゼロでした。

塩谷C住宅、これも祝津住宅4号棟と同じ状況なのですが、4月、6月、8月、それぞれ1戸の募集に対して応募はゼロでした。

同じく桜東住宅、こちらは4月、6月、8月のうち、4月、8月は1戸の応募に対して募集ゼロ、6月は1戸の募集に対して応募が1件あったところですが、この方は当選した後、辞退されたという状況がございました。

最後に、松ヶ枝A住宅ですが、こちらは4月が2戸の募集に対して1戸の応募、倍率にしますと0.5倍になります。6月、8月は1戸の応募に対して募集はゼロ件という状況でございました。

○新谷委員

今年度の方だけお聞きしましたけれども、やはり応募倍率が低いということがわかりました。

それで、市営住宅入居に関する事務処理要綱では、募集倍率が恒常的に低い地域の一般用住宅にあきが生じた場合は随時募集を行うことができるとしております。随時募集をしている住宅は1カ所だと思のですが、入居者をふやすためにも、希望されている方が入居したいという希望に応えるためにも、住宅の型式別人数ですか、これも見直して、随時募集もふやすべきではないかと思いますが、いかがですか。

○（建設）大門主幹

今、随時募集についてのお問い合わせがございました。

まず、随時募集している住宅につきましては、今お話がありました1カ所です。平成23年から塩谷の住宅で随時募集を行っているところでございます。

次に、住宅の広さでございます型式別の人数の見直しと、随時募集をもっとふやすべきではないかというお話もあったところですが、塩谷につきましては、こちらもなかなか入居率が上がらないという状況も確かにあるものですから、本来でしたら、例えば3DKの部屋、これは2人以上の世帯の入居予定になっているのですが、塩谷に関しましては、ここを要件緩和しまして、単身世帯でも住むことができるように現在しているところでございます。

あと、随時募集につきましては、現在、塩谷のみに適応されているのですが、私どもとしましては、今、これは祝津住宅、こちらは、やはり塩谷と同じように募集の倍率がなかなか低いという、人気余りないという状況もあるものですから、こちらは祝津住宅での導入も少し検討しているところでございます。

○新谷委員

随時募集は祝津住宅への導入を考えているということですが、やはり要件緩和をするのかについてと、それから、エレベーターについて質問するとお知らせしていたのですが、1点だけお聞きします。

一般質問では多額の費用がかかるから難しいということでしたが、長崎県で既存の県営住宅にエレベーターを設置して、設置費用、それから高齢化に対応できる場所ということで、4人乗りのエレベーターを外づけでしております。

この長崎県の場合は、予算がそんなでもないのですが、小樽市で今設置するとしたら、4人乗りエレベーターで幾らかかるのか。それから、国土交通省の社会資本整備総合交付金を利用するとどのくらいかかるのか、お示しいただきたいと思います。

○(建設) 建築住宅課長

本市において、市営住宅にエレベーターを設置する場合、5階建ての階段室型で、4人乗りエレベーターを3基設置する場合ですが、それに伴う増築工事及び解体工事の際のエレベーター部分の費用も含めて、概算で約9,000万円かかります。

続きまして、その工事で社会資本整備総合交付金補助率を活用するということですが、その場合は補助率は通常45%でありますので、本市の持ち出し分は約4,950万円となります。

○新谷委員

最後に一つだけ、一般質問で言いましたけれども、小樽市営住宅条例第3条の12で、公営住宅の通行の用に供する部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るものとして明記されております。それで費用がかかる、確かにそうです。ですが、今後、高齢化も急速に進むということもありますので、ぜひこの点について検討ぐらいはできないのか、これだけお聞きして終わります。

○(建設) 建築住宅課長

既存の市営住宅にエレベーターを新たに設置するということですが、高齢者問題も含めまして、市営住宅を考える場合には、建設地の利便性、付近の公共交通の有無なども総合的に考えなければなりませんので、現時点ではエレベーターを設置することは難しいと考えております。

それで、ハード的には難しいのですが、高齢者の方に下の階へ住みかえをしていただくなどの方法で、その目途を考えていきたいと思っております。

○新谷委員

住みかえは医師の診断書が必要なのです。ですから、住みかえをするのであれば、そういうところをもっと要件緩和していかなければスムーズにできないと思っておりますので、その点についても検討いただきたいと思っております。

○(建設) 大門主幹

今、御指摘のありました住みかえにつきましても、診断書の関係ですが、今、お話ししましたとおり、エレベーターを設置するというのはなかなかハードの面で難しい状況もあるということですので、住みかえの際の診断書の提出につきましては、今後、調査、研究をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時44分

再開 午後3時05分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○高橋(龍)委員

◎日本遺産について

それでは、昨日の積み残し分、日本遺産についてお伺いしていきます。

日本遺産とまちづくりについてということをお聞きいたしますけれども、こちらも先日、代表質問でお伺いいたしました地域型の日本遺産にかかわって、あなたの考える小樽の日本遺産とはという御意見募集の件ですが、田園

都市構想についての御意見だったということですが、切り口として非常に興味深く思います。もう少し具体にお聞きできますでしょうか。

○（産業港湾）中崎主幹

このたびの御意見はメールで頂戴しました。その方は、桜町中学校開校50周年記念誌の制作段階で接した東小樽の開発、それが昭和初期に野口喜一郎氏が田園都市を目指した開発を行ったもので、東小樽の発展と漁場建築を後世に残すという意味で進めた銀鱗荘の移築などが含まれておりました。

景観に力を入れて、そういうものが行われたということで、過去に行われたものですが、未来にも通じるのではないかと御趣旨でありました。

○高橋（龍）委員

私ももっと突っ込んで聞きたいぐらい興味深いところですが、ストーリー作成の参考となる貴重な御意見というふうにも本市としても認識をしているということで伺いました。

歴史文化基本構想の中にも、いただいた御意見にあった田園都市構想に関連したものというのは、今後入ってくるのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

ただいま御質問のありました歴史文化基本構想に関してですが、歴史文化基本構想策定に向けて、文化財の指定、未指定にかかわらず、習慣やそれにまつわる伝承なども対象に幅広く調査を行っております。このたび御質問のありました田園都市の関連についても、歴史文化基本構想の中に含まれているものであります。

○高橋（龍）委員

今後、歴史文化基本構想も示されてくることと思いますので、さらに質問等の参考にさせていただきます。

次に、9月30日に、小樽市が主催いたしました日本遺産についてのシンポジウムが行われたことと認識しています。私はお伺いすることはできなかったのですが、資料をいただいたり、内容についてもお話をお伺いしたのですが、非常にいいものだと感じました。

しかしながら、それに反してといいますか、来場者はそれほど多くなかったというふうにもお聞きしております。150名の定員だったと記憶をしているのですが、実際に御来場いただいた方、何人ぐらいの方がいらしたのでしょうか。

○（産業港湾）中崎主幹

当日は100人の御来場をいただいております。また、FMおたるが収録をされております。10月6日、あす13時から16時、シンポジウムの様子を放送いただけると伺っております。

講演内容につきましては、内容及び対談の話はとてもすばらしいものでしたので、パソコンやスマートフォンでも聞けるようですので、ぜひ高橋龍委員を初め、会場に来られなかった多くの皆様にお聞きいただきたいと思っております。

○高橋（龍）委員

パソコンやスマートフォンでも聞くことができるということですが、1点確認をさせていただきたいのですが、実際このシンポジウムの際には、資料等を目で見えて理解する部分もあるかと思うのですが、ユー 스트リーム配信などされるということはお聞きになられていますか。もし押さえていなければそれで構わないのですが。

○（産業港湾）中崎主幹

当日は録音のみでしたので、音声のみの放送になると確認しております。

○高橋（龍）委員

このシンポジウムに際して、広報といいますか、宣伝が不足していなかったのでしょうかという質問をさせていただきたいのです。というのも、150名定員で100人、3分の2ぐらいしか埋まっていなかったのかということですが、

どのようにこのシンポジウムに対しての宣伝を行ったのでしょうか。

今後、同じようにシンポジウムを開く予定がございましたら、今回の件を踏まえて、事前周知にさらに力を入れていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）中崎主幹

こちらの宣伝につきましては、小樽市の9月の広報、それからホームページ、フェイスブック、それらでの周知のほか、北前船日本遺産推進協議会のホームページでの周知、市政記者クラブへの報道依頼を行いました。その結果、こちらで把握したところでは、9月29日に北海道新聞が記事として出していただいたところであります。

また、図書館、博物館、生涯学習プラザレピオ等に講師の高野先生の御協力のもと、チラシを置かせていただいたり、9月29日に開催された石蔵のシンポジウム、こちらに参加された方にもチラシを配布させていただいて、呼びかけも私からさせていただいております。

そのほか、多くの団体、企業等の後援をいただいておりますが、その依頼の中で、協賛金は要りませんと。ぜひシンポジウムに御参加くださいという呼びかけをさせていただきました。

ただし、今回の周知は時期が遅い部分もあったのは確かでございます。その部分は反省しております。今後は早い時期からの周知に努めてまいりたいと考えております。

○高橋（龍）委員

今、主幹からお話があったように、少し遅かったのかというふうにも感じています。小樽市のホームページを私も確認しましたところ9月28日、だから前々日の広報になってしまったというところで、本当にいいものであったとお聞きしていますので、今後はぜひ早目の周知をお願いしたいと申し上げます。

次に、これもかねてよりお聞きしてきたところで、歴史的風致維持向上計画の策定に対して、どのように考えておいででしょうか。

それがあれば、今、歴史文化基本構想ができた後に風致維持向上計画をつくって、歴史まちづくり法、いわゆる歴まち法に基づいて交付金を受けられるようになると認識しています。具体には、社会資本整備総合交付金の中の街なみ環境整備事業で歴史的風致形成建造物の保全や活用についてという支援があって、地域型の認定を受けたストーリーを持つ自治体でも、この計画を策定しているところが多くあるのです。

本市がこの計画を策定したとして、その後の交付金を受けられるコンテンツというのはどのようなものがあると考えられますか。

○（建設）まちづくり推進課長

ただいまの歴史的風致維持向上計画につきましては、本市においては中心市街地に歴史的町並みが点在しているという地域構造から、現状の土地利用の影響ですとか、関連計画との整合等について、慎重に検討しなければならないと考えておまして、現時点におきましては、歴史的風致維持向上計画の策定までは考えてはおりませんけれども、計画を策定している他都市の事例等につきまして、研究してまいりたいというふうに考えてございます。

それからもう一つ、仮にこの歴史的風致維持向上計画を策定したといたしまして、その後に交付金を受けられるコンテンツといたしましては、道路等の公共施設の整備ですとか、電線の地中化など、良好な町並みの維持、再生に関するもの、あるいは、歴史的風致形成建造物の買い取りや移設、修理や復元などが考えられます。

○高橋（龍）委員

今、お示しいただいたように、買い取りということがあって、民間所有の建物で、どうしても今、小樽市内でも歴史的建造物が壊されていったりということがある中で、この交付金を受けることで市が買い取りすることができて、これが保全利活用につながるということもあろうかと思っておりますので、私としてもぜひ進めていただきたいと感じるのでございますけれども、例えばその中で、北運河近辺のハード面でのまちづくりであるとか、現在、取り組みを進めようとしている駅前再々開発などには、仮にですが、小樽駅舎を核として整備するということだったりというの

に充てられないものなのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

北運河近辺でのまちづくりですとか、小樽駅前の再々開発などにおきまして、歴史的風致維持向上計画の策定、あるいはその策定による交付金を充てられないかということにつきましては、先ほども申し上げましたが、現時点においてはこの交付金を受ける前提となる歴史的風致維持向上計画の策定までは考えてはおりませんけれども、先ほど申し上げましたが、他都市の事例等について研究してまいりたいというふうには考えてございます。

○高橋（龍）委員

水かけ論のようにになってしまうのですが、もう少し要望を言わせていただくと、今、申し上げた歴史的風致維持向上計画は国土交通省のものです。文部科学省では、重要伝統的建造物群保存地区という文化財保護法に基づく通称重伝建という文化財種別があるのです。市町村が条例だったり計画をつくって、伝統的建造物群保存地区、このうち文部科学大臣が選定したものが重伝建となるわけですが、これについても本市が認定を受けることで、本市の文化財保護やまちづくりに対する支援があるというふうには認識しています。

伝建地区の建造物、建築物については、外観部分の変更を行う場合、民間のものであっても、所有者側にも経費補助があるやに聞いています。ハードルは低くないのかもしれませんが、京都であるとか、あるいは金沢などは、都市全体を歴まち法の重伝建地区として一体感を確保して、その上で核となる部分を伝建地区として、つまり 2 段階で規制と活用を行っているのです。

本市においても、もちろん周辺住民の生活であるとか、または事業に影響を与える面もあるというのは理解をするところですが、京都や金沢、また川越市なども同様の形をとっていますけれども、そういったところでも小樽と同じような状況をクリアした上で、認定、また支援を受けていると思いますので、ぜひ進めていただきたいと思えますし、市長も公約に歴史的な町並みを生かしたまちづくりというのを掲げておいでですから、今、市長はいらっしゃいませんが、その公約の実現のためにも住民理解を得るということを前提としつつ、必要に応じて各種計画などの策定に向けて取り組んでいただきたいと改めて要望させていただきますが、最後に所見を伺って、私の質問は終わりたいと思います。いかがでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

歴史的な町並みにつきましては、本市の大きな魅力でございまして、重要な観光資源でもございますので、観光、まちづくり、あるいは中心市街地のにぎわいづくりなどの観点から、その保全と活用の視点は欠かせないものというふうには認識してございます。

歴史的な町並みを生かしたまちづくりを進めるためには、国、北海道との連携、あるいは民間の力の活用が必要であると認識してございますので、それに必要な各種の計画、その他支援制度につきましては、メリット、デメリット、それぞれあるかと思えますけれども、それらを見きわめながら、本市に合った制度の活用については、今後研究してまいりたいというふうには考えてございます。

○林下委員

◎防災について

防災についてお伺いしたいと思います。

9 月 6 日未明に発生した胆振東部地震は、震度 7 を記録し、多くの人命が失われ、北海道では過去に例を見ない大きな災害をもたらし、直下型地震の恐ろしさをまざまざと認識させられました。犠牲になられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された方々にも一日も早い復興を御祈念申し上げます。

小樽市は、地震による直接的な被害は極めて限定的であったと言われておりますけれども、停電の影響は北海道全体や全国にも、多方面にわたる多大な損失を与えたものと言われております。とりわけ小樽経済や市民生活に深

刻な影響を与えております。

小樽市はいち早く災害対策本部を設置し、避難所の開設を初め、市民や観光客の対応に当たられ、ブラックアウトという世界でもほとんど例のないと言われる困難な状況の中で、就任間もない迫市長を先頭に、職員が一丸となった災害対策室の取り組みは、高く評価されるものと確信しております。

私も町会の役員として、住民の安否確認や停電の影響などについてさまざまな相談を受けましたが、携帯電話や有線電話も通じない状況で、災害対策室との連絡が非常に困難をきわめました。本会議や委員会でも多くの議員が取り上げておりますので、できるだけかぶらないように質問したいと思うのですが、このたびの災害は、ブラックアウトというマニュアルにも想定されないものだけに、多くの課題が残されたと思います。

私も住民から、電気はいつ復旧するのかとたび重ねて問われて、災害対策室と連絡をとらせていただきましたが、災害対策室の問い合わせにも、北電からは、いつ、どの地域が復旧するとの回答は得られず、見通しすら明らかにされないとのことでありました。このことが混乱の最大の原因であり、全てであったと考えます。

そこで質問ですが、小樽市災害対策室は、停電による影響によって断水が発生している建物や病院、幹線道路、公共施設などを早期復旧させることを北電に要請したと聞いておりますが、復旧までの経過として、どのような状況だったのかお示してください。

また、北電の対応についてもお示しいただきたいと思います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

停電状態にございました 9 月 6 日、7 日の本市の対応でございますけれども、本市からは北電の小樽支店に対しまして、停電の復旧見込みの情報提供であったり、市民生活への影響が大きい施設への優先的な停電の復旧について要請を行ったところでございます。

これに対しまして北電側の対応でございますが、今回の停電が全道的なものであったため、回答することが困難であったと思われ、結果といたしまして、明確な回答はございませんでした。

○林下委員

それで電気が復旧するまで市内でも地域的に大きな時間差があったと言われておりますけれども、小樽市として地域別の復旧状況を把握されておりますか。

また、そのことに対して事前にいつ復旧するとか、回復するとかという北電からの説明はあったでしょうか。

○（総務）災害対策室佐治主幹

停電の復旧までに地域差があったということでございますけれども、地域別の復旧状況についてどう把握していたかということが御質問であったかと思われませんが、本市からは、市内の停電の復旧状況について、市から北電に問い合わせを行い、問い合わせを行った時点で復旧している地区の情報について把握したところでございます。

なお、復旧したことを把握した地区につきましては、FMおたる、インターネット、市役所の掲示等で市民の皆様へ情報を発信したところでございます。

○林下委員

次に、避難所が長時間停電するという状況は、今まで余り想定されていなかったと思いますけれども、現実起きてしまった以上、今後の課題もありますから、どのような問題が発生していたのか、その分析が大事だと思いますが、何が不足して、何が必要だったかということは、今ここで考えがあったらお知らせを願います。

○（総務）災害対策室佐治主幹

今回のような市内全域の大規模停電に対する停電対策ということでございますけれども、これにつきましては、委員がおっしゃいましたように、地域防災計画に定めはございませんでした。今回の避難所について、この停電対策ということでございますが、停電対策といたしましては、まず避難所開設に当たり、トイレの使用に問題がない箇所を選定したことや避難所の照明確保など、最低限の対策を行ったものというふうに考えております。

その上での課題ということでございますけれども、詳細についてはまだまとめてはおりませんが、避難所運営にかかわられた職員からは、避難されてきた方からは携帯電話等の充電などの需要があったということも報告されておりますので、これから避難所でそういうような問題点を分析した上で課題を整理し、できるものから一つ一つ改善していきたいというふうに考えております。

○林下委員

今、私は非常に、例えば他都市の状況を見ますと、停電に加えて断水が多く地域で発生したとか、そういうことが小樽市ではなかったと。マンションの給水というのは問題が残りましたが、そういう状況を考えれば、小樽市は断水が発生しなかったことは非常によかった。ただ一方で、これが厳冬期であれば本当に大変なことになったという、人命にかかわる問題にまで発展するのではないかとという心配もありましたが、そういう意味ではいろいろ皆さんも検討していただいて、今後の対策に生かしてもらいたいと思います。

次の質問ですが、ブラックアウトという災害の中で危機管理に対するセイコーマートの対応というのは、マスコミでも神対応という表現で報じられております。私は以前、セイコーマートの丸谷社長の講演を聞く機会がありまして、社長の講演の中で、例えば地域への出店の要請があつて、採算が全く合わないのだけれども、何とかならないか、どうすれば出店できるのかということ等を常に考えてきましたという言葉が非常に印象に残っております。そういう考え方が今回、全店に徹底されて、店長の判断でブラックアウトに対処したことで、これが神対応という評価をされているのだと思います。

しかし、行政の立場で、例えば避難所ごとに対応が違えば、当然、批判が出る可能性もありますし、大変困難な課題であると私は理解しますが、例えば、他都市の避難所では、食中毒の危険性を考えて、差し入れなどの食品は受け入れずに乾パンなどの非常食しか配布しなかったという例もあったそうであります。

小樽市の避難所では、この点についてどのような取り扱いといたしますか、対応をしたのかお示してください。

○（総務）災害対策室佐治主幹

このたびの市内全域の大規模停電時には、企業や団体、市民の皆様から多くの支援や支援品の提供などを受け、本市として感謝しているところでございます。

その中で今回、避難所での食糧支援について、今、御質問がございましたけれども、食糧支援品につきましては、消費期限の問題もございますので、日もちするものについて提供を受けたものでございます。特に今回については、避難所開設の期間も短かったことから、特に問題はなかったものと思われませんが、避難所開設期間が長期にわたる場合、そのようなときに避難所を開設する必要がある場合に食糧を含めた支援物資の受領及び配給などについては、もう一度考えていく必要があるというふうに改めて感じたところでございます。

○林下委員

非常に難しい課題だと思いますので、ぜひこのことを教訓に対応方をお願いしたいと思います。

◎エネルギーの地産地消について

次に、今、台風24号、台風25号という大型で強い台風が来ておりますけれども、このたびの台風24号では、高波と強風の影響で一部塩害が発生して、中部電力管内、あるいは東京都も電車が火災にやられて、大規模停電が発生するということが起きております。小樽市内でも、今後も、いつ、どのような原因で停電が発生するかという不安、これは市民にも広がっていると思います。マスコミなどが、空振りを恐れず、自治体は早目に避難をと論評しておりますけれども、少なくとも限られた職員で、いつ、どこで起きるかわからないあらゆる災害の対応や避難所の対応には限界があると思うのですが、今、企業や酪農業など、いわゆる停電のリスクに備えて自家発電機の導入が急速に進んでいると報じられております。やはり、電気だけでも今後の対応をきちんと考えないと、こうした大きな災害に対応できないのではないかと考えているところであります。

実は、私も東日本大震災のときには代替エネルギーだとか、あるいは節電対策、あるいは計画停電、そういった

ことを踏まえて、いろいろ議会でも発言をしてきました。しかし実際、東日本大震災の教訓が余り生かされていないというふうに思いますし、だんだん国の政策も、エネルギー政策は何か後退しているのではないかと私には見受けられるのですけれども、いま一度、エネルギーの地産地消ということを考えて、やはり北海道とも連携して、これは、私、当時、例えば電力確保のために朝里ダムで水力発電をやったらどうかという話をしたときには、やはり北海道の関係でなかなかそれは難しいというようなやりとりがあったように記憶しておりますが、そういったことを踏まえて、地産地消エネルギーというか、電力というか、そういったものをどう考えていくのか、考えをお示し願います。

○（生活環境）環境課長

エネルギーを地産地消するべきとの御質問でございますけれども、委員がおっしゃるとおり北海道電力の電力供給だけに頼らず、企業ごと、あるいは施設ごとに停電等の不測の事態に備えた自家発電などの導入を考えることは重要であるものというふうに考えてございます。そのため、太陽光発電ですとか、あるいは風力発電などの地産地消エネルギー、あるいはガス発電などの非常時の災害でも自前で最大限の電力を賄えるシステムについて、国、あるいは北海道から情報を収集し、調査、研究してまいりたいというふうに考えてございます。

加えまして、国や北海道におけるエネルギー関連の補助金制度につきましても調べてまいりたいというふうに考えてございます。

○林下委員

実は、昨日議論がありました保健所や医療機関でワクチンなどの廃棄が200万円余あったと私も聞いておりましたが、市長も自家発電装置等の導入などについて検討するというようなお話でありましたからあれなのですが、やはり医療機関や公共施設、避難所というのは、応急的な発電機の設置よりもやはり恒久的な、ただいま説明員からお話がありましたように、太陽光だとか、いろいろなエネルギーを組み合わせ、恒久的な電源を確保する必要があるのではないかと、私はそういうふうに考えるのですけれども、その点については、例えば燃料電池の発電だとか、今、いろいろなタイプの自家発電といいますか、例えば、今までは住宅のみ、一軒家に対するそういう装置が今は集合住宅などへも供給できるというような装置もあるそうですから、そういったものに切りかえていく必要があるのではないかと、考えたのですけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

例示として保健所ですとか医療機関の話がありましたので、私からお答えさせていただきたいと思います。委員がおっしゃるとおり、災害での停電時、恒久的な電源の確保は望ましいものと考えますが、災害による停電時の対応ということで、当面、複数の電源確保の視点から、それぞれの施設や避難所も含めて、まずは必要とする機能維持確保のための電源ということで、電気の供給能力や安定性、費用面などを勘案し、選択していくものと考えております。

恒久的な電源につきましては、庁内、他部局との情報共有を図りながら、調査、研究してまいりたいと考えているところであります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

自民党に移します。

○中村（吉宏）委員

◎除排雪について

まず本日、除排雪に関して簡潔にお伺いしたいと思います。

本会議での答弁で、ことしの除排雪について、市長もいろいろと検証、変更されていらっしゃるけれども、排雪のところの検証を特にされているということですが、今年度変更を行っていくのに当たって、ほかに検証した点、排雪も含めてですけれども、検証した点というのもお示しいただけますか。

○（建設）維持課長

検証につきましては、総合的な検証ということでは、今後の課題でありますので、まず排雪につきましては、やはり排雪の判断のおくれということによって作業開始時期が遅延したということが検証の主なところでございます。

○中村（吉宏）委員

排雪のほかにももう少し検討してほしいところがありまして、といたしますのが、本市の地域総合除雪業務は委託業務であります。委託業務ということは、業者の協力があって成立するものだと思いますけれども、特に昨年、一昨年もそうですが、業者との関係が必ずしも良好ではなかった、非常に理不尽な状況も議会議論の中で浮かび上がってきている中で、こうした業者との関係について、ことしはどのようにしていくのか、今までの検証も踏まえてお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）建設事業室片山主幹

今冬の除雪事業者の方々に対してでございますけれども、まずはステーション会議、それからさまざまな機会、場面において、事業者の御意見を伺うとともに、我々からも意見交換をして、コミュニケーションを図りながら、今まで事業者は市に対する不信感があったかと思いますが、信頼関係を築いていくような対応をしまいたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

今、ステーション会議の話も出ました。前市長は昨年度、ステーション会議を、今まで事業者たちが行われていたものを廃止したといたしますか、やらなかった。でも、事業者たちからは、自分の担当以外のステーションの状況を把握したり、また、自分たちの仕事の進捗ですとか、そういったものの確認するのに非常に有効だったという話を伺っていますけれども、これはことしやっていくということでもよろしいのでしょうか。

○（建設）建設事業室片山主幹

除雪のステーション会議についてでございますけれども、委員が今言われたように、情報共有の場として、全市的に状況を把握する。それから、ステーション間の問題、課題等があれば話し合う場として非常に有効な会議だと認識しておりますので、今年度については定期的に開催していきたいと考えてございます。

○中村（吉宏）委員

ぜひとも充実した除排雪のためにやっていただきたいと思います。

それと、除排雪、ステーション会議のお話もそうですけれども、もう一つは、どうしても排雪作業が特に計画的になかなか行えていなかったのではないかなど。割と排雪を入れる直前に業者をお願いして、それから業者が取りかかるまで時間がかかったというような状況も、昨年の議会議論の中でも明らかになっております。計画的にというところも、事業者としっかりお話し合いをしていただきたいと思います。ひいては市民の安心・安全のためだと思うのですが、この点いかがでしょうか。

○（建設）建設事業室片山主幹

排雪につきましては、今年度の考え方でございますけれども、予防保全的に、それから局部的にはなくて、面的に実施してまいりたいと考えてございます。

○中村（吉宏）委員

なるべく事前に取り組んでいただきたいと思います。

◎貸出ダンプ制度について

次に、貸出ダンプ制度の件でお話を聞きたいと思います。

まず、今回質問をした中で、改善点等で利用申し込みに関して御答弁をいただいた中で、利用申し込みの申請手続についても少し改善の余地がというお話でした。この利用申し込みが業者からでもいいのではないかと私は考えます。なぜ利用者からでなければいけないのか、その辺の理由を示していただけませんか。

○（建設）建設事業室木村主幹

申請書の申し込み手続の件に関しましては、昨年度、利用団体で制度の内容の把握等が若干認識不足と、こちらの周知不足もあるのですけれども、そういう点がありましたものですから、直接申し込んでいただくという形に変更いたしました。

○中村（吉宏）委員

周知不足、認識不足というのはどういったことなのか、もう一回説明をもらえますか。

○（建設）建設事業室木村主幹

雪堆積場を中止にした際に、雪堆積場を持っている路線に対しては、貸出ダンプを使えないという認識を持たれた利用団体もおられたということで、その辺を含んでおります。

○中村（吉宏）委員

今、雪堆積場のお話ではなくて、利用の申請のお話をしていたつもりだったのですけれども、私の認識不足なのか理解不足なのか、利用申請が、利用者というか、その団体、例えば町会とかがみずから直接申し込みをしなければならぬというルールだったと思うのです、昨年。

いわゆる委託を受けた事業者、団体から仕事を依頼された事業者が実際に申請書を窓口を持っていくということはだめなのだろうかと、その理由は何でしたかということだったのですけれども、今の理由だったのでしょうか。

○（建設）建設事業室長

ただいま貸出ダンプの申請における認識不足という点があったかと思うのですが、この認識不足というのが、これまでは積み込み業者が申請していたということで、申請者が積み込み業者へ任せ切りになっていて、その内容を熟知していない。例えば、どこまでやるのか、延長的なものですとか、雪堆積は今どうなっているのか、こういったところの認識が不足していた点がありましたので、この問題解決のために申請者がみずから申請を窓口に来て行うということに変更したところでございます。

○中村（吉宏）委員

であるならば、改善策としては、申請者の側が積み込み業者としっかりその内容を確認した上で、申請書類に内容確認をしまして署名、押印等があって、それを事業者が提出するという形でも十分カバーできると思うのですが、この辺の見解はいかがですか。

○（建設）建設事業室長

昨年、積み込み業者の申請をやめて、市民の方々にしていただいた、こういった面につきましては、確かに申請件数も多いですし、市民の方々の非常に負担になっている、こういうことは我々の認識としています。

ただ、この件については、あくまでも我々の趣旨といたしましては、申請者に申請内容を御理解していただくという形でやっておりました。昨年、申請者に提出していただきまして、ある程度把握できたのかということで考えておりますけれども、この点については、早急に以前のような形に戻すような形で、ことし変更ということで考えております。

ただし、積み込み業者の中でも新規に申し込みした方ですとか、以前、申し込みした内容と少し相違がある点に

つきましては、こちらで申請者に連絡して確認をとる、こういった形の中で進めていきたいということで現在のところは考えております。

○中村（吉宏）委員

そういうチェック体制は必要だと思いますけれども、ぜひとも利用しやすいように、申請者に余り負担がかからないような形ということをお願いしたいと思います。

それと、雪堆積場といますか、市民の方が利用する際の雪押し場です。自宅の前の雪を何軒かが協働してふだん空き地に雪押しをしているような場所、これを雪堆積場と捉えて持って行ってあげないと、本当に今高齢化も進んでいる中で住民の方も苦しむのではないかなと。こういった雪については、ぜひ持っていくような御配慮をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）建設事業室木村主幹

我々も、市民の皆様が今後、利用しやすい制度となるために、今冬の検証や現場の利用状況、こちらを確認しながら、今後の制度の見直しに向けて生かしていきたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

そのために、ことし運用していく中で、現場でもいいです、利用者ですとか、近隣住民の方の意見を十分に聞き取っていただきたいと思うのですが、そういった配慮はいただけますか。

○（建設）建設事業室木村主幹

現場の状況を確認しながら、当然、利用者の方々の御意見も伺いながら、運用を進めていきたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

あと、転回場のところですが、従来の運用ですと、転回場は1カ所のみと。これは路線延長に関係なく、1カ所のみという規定になっているのですが、路線が50メートルのところもあれば200メートルぐらいのところもあると思うのです、貸出ダンプ利用の。こういったところで、また道路の形状等もあって、1カ所だけとなると、都合が悪いという声も上がっている中で、この辺もいろいろもう少し変更といますか、一律ではおかしいのではないかとこのところなのですが、見解いかがでしょうか。

○（建設）建設事業室木村主幹

転回場につきましても、現在、制度の中では1申請について1カ所ということで定めております。確かに、延長の短いところ、長いところがあるというのは、私どもも把握はしております。それで、今冬におきまして、転回場の利用状況や現場の排雪状況、どういう形で排雪を行っているか、その辺をじっくり確認しながら今後の制度見直しも含めまして、検討していきたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

ことし運用している中で検討というか、ことし申請が来る段階で、こういう都合でというのを考慮に入れてもらうことはできないのですか。

○（建設）建設事業室木村主幹

どうしても、申請書の中身と現場の状況を確認しながら行っていきたいなと私どもでは現在考えております。

○中村（吉宏）委員

では、申請のときに相談は受け付けてくれるのですか。

○（建設）建設事業室木村主幹

その辺につきましては、相談は受け付けて、状況を把握したいというのがありますので、確認はしていきたいと思っております。

○中村(吉宏)委員

◎臨港地区の除排雪について

端的に聞いていきます。臨港地区の除排雪についてです。

昨年、3分割をしました。ことしは、いろいろと調査をしてということですが、3分割して何か効果があったのでしょうか。

○(産業港湾)事業課長

昨年、3分割した経緯としましては、道路の除雪業者39社にアンケート調査を行った結果、うちとしては1路線でというか、1業務で出したかったのですが、やる業者がないということで3分割したのですけれども、3分割して、特に一本でやったことと比較して何か支障が出たということは特別にございませんでした。

○(産業港湾)港湾室長

3分割したことによる効果というお尋ねでございますが、それまで平成27年度までは再委託も含めて全体で除雪をさせていたということで、29年度が3分割したという結果でございますけれども、結果としては、特に1地区、勝納地区においてこれまでにないような苦情が来たりですとか、また、業者から要望が来たというところで、この原因については新しく入ってきた、新規に現場を持ったからということもいろいろとあります。分析をしていかななくてはならない部分もございますが、結果としては、要望書が来るような状況に陥ったという事実はございます。

それに対して、効果というところでは、重立ったところは見当たらないというような状況でございます。

○中村(吉宏)委員

今、苦情件数がというお話がありました。平成28年度の状況の苦情件数と29年度ですか、3分割したとき。3分割した区分、三つあると思います。私も勝納地区の苦情が多いという話は聞いているのですけれども、その辺の状況を示していただけますか。

○(産業港湾)事業課長

苦情件数ですけれども、平成29年度の苦情件数は、全体で16件ございました。うち、勝納ふ頭の苦情としては、13件ございました。その前年になります28年度につきましては、ゼロ件でした。

○中村(吉宏)委員

やはり改悪になったわけですね。

これは再委託の話もありました。再委託を制限したということでしたけれども、再委託を制限した理由というのは何だったのですか。

○(産業港湾)事業課長

臨港地区の除雪業務におきましては、これまでも本市や本市で発注する除雪業務の作業の統一性を図るため、地域総合除雪の仕様書を準用しておりましたことから、昨年の建設部と同様に変更したものであります。

○(建設)建設事業室片山主幹

再委託の制限の件でございますけれども、建設部の考え方としては、再委託の制限というのは、いわゆる一括下請の禁止と一括再委託の禁止という、いわゆる丸投げという状況を禁止したいということでございます。除排雪の業務においては、共同企業体という形式をとっているわけでございますが、構成員の方々がいらっしゃいますので、作業を行う中で、構成員の中でその作業を行うというのは基本と考えておりますから、再委託、いわゆる下請も含めてですけれども、砂頒布作業などの特殊作業を除いては制限させていただいているものでございます。

○中村(吉宏)委員

今の説明で、それは臨港地区の除排雪に当てはまるのかというところがあるのですけれども、この再委託の禁止、臨港地区に関して必要ないのではないかと思います。いかがですか。

○（産業港湾）港湾室長

臨港地区における再委託の要件の適用についてでございますけれども、これまで建設部の仕様書を準用させていただいたという経緯は、先ほど事業課長から答弁がありましたとおり、市の中でなるべく統一した仕様書のもとでやったほうが良いということでございます。それで、平成28年度以前はこういった形でやっていって、大きな問題もなく来たものですから、これに沿ってやってきたというのが事実でございます。

29年度におきまして、こういった3分割が起き、また多くの港湾事業者の方から苦情が寄せられたという事実がございますけれども、今年度どのようにして進めていくかということについては、まず、私ども臨港地区の除雪を担っているというところでいきますと、多くの貨物車両が走るという状況でございます。この路面の状況が悪化して、例えば、積み荷に損害が出たような場合、これは本当に営業努力を重ねてこられた港湾業者との信頼関係を損ねることにもなりますし、また、小樽港の評価にもつながってくるものというふうに考えてございます。

そういったことを考えますと、やはりきっちりと路面管理は進めていかなければならないというような業務の目的というところで据えていきたいというふうに考えてございます。

今後、短い時間ですが業者とヒアリングを行いながら意向調査ですとか、また機械の保有状況、それから除雪の経験というところをヒアリングさせていただきまして、どのような形で今年度発注していくのかというのを詰めていきたいというふうに思っております。

ただ、その中で、やはり一番の目的であるこの臨港地区内の道路を港湾業者にとって本当に支障が出るような路面にはできないと考えてございますので、その辺をしっかりと踏まえて、再委託の禁止を外すということも含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

本当にそのとおりだと思うのです。ましてや、地域総合除雪のように地域の住宅が100軒あって、100軒あるうちの13件の苦情ではないのです。本当に限られた業者たちが密集している地域、少ない地域からの13件は相当だと思うのです。

こういった苦情の状況を踏まえ、今、答弁いただきましたけれども、この再委託の禁止という考え方について、市長、どうですか、ことしの冬、今、港湾室長からもいただきましたが、所感と市長から力強く、これもうだめだということを言っていたきたいと思うのですけれども、いかがでしょう。

○市長

今も室長から答弁がありましたけれども、いわゆる臨港地区内の道路というのは臨港道路で、産業道路なわけです。室長の答弁にもありました苦情が16件あったということですが、私はその苦情とは別に選挙期間中にいろいろお話を聞きましたけれども、やはり大型車両が通るということで、いわゆる荷崩れの問題が生じる、あるいは車軸も含めて、状況によっては車が傷むということも聞いておりまして、やはり、その臨港地区内の路面の管理の重要さというのを改めて、これは先ほど言った16件とはまた別の話だと思いますが、伺っております。

何よりも、室長もお話ししましたけれども、多くの荷物を取り扱っている小樽港の評価にもかかわる問題ですので、今後ヒアリングをしていくということですが、ヒアリングの中で、課題があるのか、課題があったのか、そういったものを十分検証いたしまして、課題があったとするならば、やはり、変更も含めて、変更というか、もとに戻すということになるのだと思うのですけれども、そのことも含めてしっかりと検討しながら、経済活動に支障のないような形で対応していきたいというふうに思っているところでございます。

○中村（吉宏）委員

16件プラスアルファの危惧感というのも今の市長の御答弁から見えてきました。本当に、願わくば、ことししっかりと対応していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

◎高島漁港区における観光船事業に関する是正措置について

最後に、高島漁港区の観光船事業に関して、是正を口頭や文書で何回かやっているということなのですが、これは何回ぐらいやっているのか。そして、今後どうするのか。もっと厳しい対応をとるべきだと思うのですが、まとめて質問させていただきますが、御答弁をお願いします。

○（産業港湾）管理課長

まず、この是正措置が講じられるようどれだけ指導しているのかという回数についてですけれども、電話でやりとりがあったり、現場に行って言ったりだとかというところで、詳細の回数は覚えていないのが正直なところですが、まずは、もう是正措置の命令を発令いたしまして、相手に義務を課しているところですが、それが講じられるよう、答弁の繰り返しになりますが、口頭指導、文書指導を繰り返して、粘り強く行政指導を行うということでまず考えています。

それでもなお是正措置が講じられない場合については、現状について新たにまたホームページで公表して社会に広く伝えるだとか、そんなことも考えなければいけないのかというふうに考えているところでございます。

○中村（吉宏）委員

本当はもう少し突っ込みたいのですが、これはまた改めて経済常任委員会でしっかりお話しさせていただきます。

○山田委員

◎防災に関連して

それでは、防災に関連して、各市の施設に対する非常電源についてお聞きいたします。

最初に、道内自治体の非常電源の状況、それから、どのような取り組みをしているのかというのが平成27年10月に1回目まとめと聞きます。また、この取りまとめをした2年後、昨年に2回目の調査も行ったと聞きます。

前回よりは少しよくなったと全体的に聞きますが、まず、これに関連して、平成28年5月の中央防災会議で公的機関の業務の継続性、これの確保が協議されたと聞きます。定めていることや「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」の重要な6要素とは何かお聞かせください。

○（総務）災害対策室長

ただいま、御質問がありました「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」に記載されております重要な6要素でございますけれども、一つ目といたしましては、首長不在時の明確な代行順位、それと職員の参集体制が決まっているか。二つ目としましては、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定。三つ目として、電気、水、食料等の確保。四つ目、災害時つながりやすい多様な通信手段の確保。五つ目として、重要な行政データのバックアップ。六つ目として、非常時優先業務の整理。この6項目が重要な6要素となっているものでございます。

○山田委員

平成28年の防災会議のときには、この調査結果、今後の取り組みとして4点挙げられています。どのような内容なのかをお知らせください。

○（総務）総務課長

御質問にありました非常用電源に関する調査ですけれども、これは総務省消防庁によって取りまとめられた調査でございます。そして、その調査結果を踏まえまして、総務省消防庁から今後の取り組みとして四つ示されております。

一つ目は、非常用電源の設置。これは、災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時に備え非常用電源の設置及びその燃料の整備を早急に図ることとされております。

二つ目は、非常用電源の浸水対策。浸水想定区域内に災害対策本部を設置する団体では、浸水想定深より上部に設置するなど浸水に備えた対策が必要とされております。

三つ目が、非常用電源の地震対策。非常用電源を設置する団体においても転倒防止の措置を講じるなど揺れに備えた対策が必要であるとされております。

四つ目が、非常用電源の稼働時間の確保。非常用電源については72時間は稼働できるように燃料等を備蓄しておくことが望ましいとされております。

○山田委員

このように2年前から、前市長の時代です。2年前からこのように消防庁の通知、また災害対策、このような取り組みをなささいということでは言われているわけです。この点について、私も一般質問で冒頭申し上げたように、今の小樽市の行政は、おこなっているのではないかと思います。

その点について、まだまだこのような状況というか、対応されていない部分があると思うのですが、その点について、総務課長でもいいし次長でもいいし、一言感想をお聞かせください。

○(総務)総務課長

私は、市役所の本庁舎の管理という部分を担当しておりますので、その観点から申し上げますと、市役所には当然、非常用発電機があるのですが、本会議でも答弁申し上げたのですが、非常用電源から供給できる先、供給先といいますか、これが内線電話と情報システムのサーバー、それから別館1階のフロアと限定されておりますので、これだけでは市役所の機能を緊急時も保持していくことが難しいという部分がありますので、その電源の供給先、今後、別のフロアにも供給できるような方法を検討する必要があるというふうに認識しております。

○山田委員

ちなみに本庁舎、いろいろパソコンだとか今機器がいろいろあると思いますが、何ワットぐらいの容量があるとこの庁舎の電源を賄えるのでしょうか。参考までに、わかれば聞かせてください。

○(総務)総務課長

今、具体的な数字を示すことができません。申しわけございません。

○山田委員

このような本市でも大型のこういう発電装置があるわけですが、これに関して言えば、建築基準法による設置義務の法によってさまざまな法律があると思います。運用時間、もし、今回この調査において非常用電源の適切な運用時間が定められていますが、わかれば何時間ほど、例えばエレベーターでは何分、そういうサーバーでは何分だとか、そういう非常発電装置の能力について、大体これぐらいというのがあれば聞かせてもらえますか。

○(総務)総務課長

具体的な発電時間ということになると、済みません、今手元にそれを示す資料を用意しておりません。非常用発電機は1回の満タン給油で24時間は稼働させることができるのですが、それがおっしゃるとおり、どの部分で、どれぐらいの電力が必要かということによって変わっていきますので、それは今後検証した上で、今後の供給先というのを考えていく必要があるのかというふうに思っております。

○山田委員

それでは、このような発電装置を導入する取り組みに対して、例えば地方債の充当や交付税措置があるのか、また、緊急防災・減災事業債の対象となるのか、あわせてお聞かせください。

○(総務)総務課長

この非常用電源に関する取り組み、消防庁から示されている取り組みを実施する場合、国の財政措置がありまして、交付税措置ですが、まず緊急防災・減災事業債というのがございまして、これが起債の充当率が100%。これに対して、償還金については、70%を交付税措置されるというふうになっております。

○山田委員

それでは、地方債とか交付税よりは、この緊急防災・減災事業債を使ったほうが良いということではよろしいです

ね。メリットがあるという。

○(総務)総務課長

償還金70%を交付税措置されるということを考えると、この緊急防災・減災事業債を使うほうがいいというふう
に考えております。

○山田委員

きのう、公明党千葉議員にも保健所の停電によって冷蔵庫、冷凍庫が動かなくなったということで、所内に発電
機を整備する考えを示しましたが、保健所も導入したいということでもよろしいですか。

○(保健所)次長

保健所におきましても、今回被害が出ましたので、市役所といろいろと相談しながら発電機の導入を検討したい
というふうに思っております。

○山田委員

あわせて、昨年12月1日に総務省消防庁から第159号の通知が来ています。どのような内容なのか、お聞かせ願
いたいと思います。

○(総務)総務課長

総務省消防庁から、平成29年12月1日付で各都道府県に対して通知が出ておりまして、その内容としましては、
市町村に対して早期に非常用電源の整備が進むよう、三つの点について必要な助言を行うようとする通知が
出されております。

その内容の三つの点ですけれども、1点目は「非常用電源等の整備について」。これは、先ほどの四つの取
組みと同じなのですが、災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、あらかじめ非常用電源
及びその燃料の整備を早急に図ること。なお、その整備は、緊急防災・減災事業債の対象事業であることから、
その活用を検討することとなっております。

2点目が「非常用電源の浸水・地震対策について」。これは、災害による停電時にあっても確実に非常用電源
を稼働させるため、浸水想定深より上部への設置や転倒防止の措置など、非常用電源に対する浸水や揺れに備えた
対策を図ること。なお、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策に要する経費についても、緊急防災・減災
事業債の対象であることから、その活用を検討すること。

3点目は「非常用電源の使用可能時間について」。大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常
時のように実施できないという認識のもと、72時間は外部からの供給なしに非常用電源を稼働できるよう、あ
らかじめ燃料等を備蓄しておくこと。また、停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障が出ない
よう準備することが望ましく、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討すること。

以上がこの通知の内容でございます。

○山田委員

このような形で、ぜひとも本市の防災・減災に向けて、ぜひ市長にもこのような取り組みを早急に、目標は全
て100%とはすぐにはいかないと思うので、まずは意気込みだけでもお聞かせ願いたいと思いますが、い
かがでしょうか。

○市長

非常用電源の整備についてということで、通知があるということも承知しておりますし、最近で言いますと、
静岡県の浜松市だったでしょうか、やはり台風の影響でかなり長期にわたって停電が続いているということ
もありまして、今回の地震だけに限らず、その台風の災害によっても非常用電源の確保の重要性というの
が改めて認識されたということで、国の通知だったのではないかというふうには思っております。

ただ、月曜日から始まりましたこの議会の中でも、今の我々の防災体制について、いろいろな課題があるのだと

いうことは議会の皆さん、そして私どもの共通認識だったのではないかと考えているのです。子どもといたしましては、特に情報伝達に一つ課題があったなというふうに思っておりますし、それから、やはり避難所の電源という問題も課題になっているわけでありまして。

それで、今、山田委員から御指摘のあった問題も含めて、これをどういった形で、やらないということでは当然ございませんが、市民の皆様の安全・安心、もっと言うと市民の皆様の命を守る、このために何を優先的にやっていくべきか、こういったことを慎重に考えながら防災対策をこれからも進めていきたいというふうに思います。

今の非常用電源の整備について、決してやらないということではありませんけれども、幾つか課題がある中で優先順位を考えながら検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○山田委員

◎災害発生時の小・中学校における連絡網について

それでは、次に、児童・生徒の家庭への連絡網について何点かお聞きします。

各学校では児童・生徒の連絡網として電話やメール、各クラス単位で管理していると聞きます。加入率については、各校まちまちで、100%のところや70%などばらつきがあると聞きます。

わかる範囲でいいのですが、小・中学校何点か選んで、各校の状況、どのような状況なのかをお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

児童・生徒の家庭への連絡網につきましては、全ての学校においてクラスごとで電話による連絡網を整備しているところではございます。このほか、家庭への一斉メールにより連絡を行っている学校は約半数あるようですが、家庭の加入率につきましては、学校によりまちまちというふうに聞いてございます。

○山田委員

今回、この地震において、私が見た学校では、このような連絡網が最初は60%、70%が、こういう災害の後には10%ぐらい上がったと聞きます。

そこで、全国の小・中学校でどのような連絡網を使っているのか、わかる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

全国の状況というお尋ねでございしますが、一般的に電話による連絡網というところではございますけれども、それ以外では先ほど申し上げましたようなメールの一斉配信システム、こういうものがあると認識しております。

○山田委員

本市でも、今回のこの大停電の影響で明かりの確保や給食の対応ができず、休校せざるを得ませんでした。このような事態に対する対応の連絡、全ての児童・生徒の家庭に連絡できたのかお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

今回の地震による停電によりまして、教育委員会としては、一つ目として信号機の消灯により通学路の安全が確保できないこと。それから、余震の発生が懸念されると。このような理由などから全校臨時休校するという旨を地震発生当日、午前5時51分に各学校の校長、教頭にメール配信をしたところでございます。

それを受け、各学校から連絡網により家庭に電話連絡をし、また、メール配信を整備済みの学校については、あわせてメールを送信するとともに、校区を見回って休校の周知もしていたというふうに聞いております。

また、連絡がつかない家庭も想定されておりますので、教育委員会としましても、FMおたるに報道依頼するなど、さまざまな手段で可能な限り伝達に努めたというところでございます。

○山田委員

私が聞いている範囲は、幸小学校ですが、一人だけ生徒が登校してきたというお話も聞いています。

今、連絡をされたということですが、担当者は事務員なのか、教員、教頭、校長なのか、それぞれその専従の担当者がいたのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

基本的に家庭への連絡について、電話連絡については、各クラスの担任が行っております。また一斉メール配信という部分では、各学校で担当者を定めておまして、その方が配信をしていると聞いております。

また、今回、停電が長期化したことによりまして、電話やメール連絡が不可能となったという状況がありましたので、全家庭への訪問、それからハンドスピーカーを使って、校区内を広報するなど教職員が手分けをして周知に努めた学校もあるというふうには聞いております。

○山田委員

本当に、この児童・生徒への緊急時の連絡が必要だと思います。そのために、今はプライベートな問題だとかいろいろ言われておりますが、緊急事態に備えて P T A や父兄にこの連絡網の重要性を認識していただいて、災害時に 100% 情報提供できるような、そういう備えをしていただくよう要望するのですが、教育長いかがでしょうか。

○教育長

ただいまの御質問にお答えしたいと思いますけれども、今回、このような停電という災害に対して連絡体制に非常に課題があるなということを改めて思い知らされたところでございます。そのため、校長会とも今回の案件を踏まえて、どうやって連絡体制を進めていくが必要になるのかということにつきましては、しっかりと今議論をさせていただいているところでございます。その中で出てきているのは、やはり今まで非常に情報保護の関係から、なかなかメールアドレスを教えていただけなかった保護者の皆様方ももちろんいるわけで、それは、そこまで強制するというのはなかなか難しいわけでございますが、こういう事態に備えて、ぜひ御協力いただきたいということで、今、学校で取り組んでいただいています。そういう意味で、まず、情報を一気に流す方法を全校でやってみようということを進めています。

それから、それでも今回の場合 2 日間停電のところもございまして、携帯電話だとかも使えない状況が起きたので、では、学校独自として、その情報の伝達方法、それでもかなわないときはどうするかということで、例えば、校区の中でコンビニや町会館など、そういうところに情報を張らせてくださいというようなところを指定しておきまして、それぞれの地域に近いところで、その情報を見に行ってくださいということを事前にきちんと保護者の皆さんに伝えておくと、そのようなやり方ですとか、さまざまな方法について今検討をしています。とりあえずは、緊急連絡をするということを最大限進めるということで、今もう早速かなりの学校で取り組んでいただいているところです。そのほかの部分についても、校区の中で保護者の皆さんなどの意見を聞きながら進めていくことにしております。

○山田委員

今言ったこういうメールについては、例えば、不審者情報や子育てに役立つ情報など、さまざまなツールに使われていると思いますので、ぜひとも検討をよろしく願いいたします。

◎防災行政無線にかかわる音響伝達試験放送について

それでは最後に、銭函や中央地区の 2 地域で行った防災行政無線にかかわる音響伝達試験放送について、まずどのように行ったのかお聞かせください。

○（総務）災害対策室長

ただいま御質問のありました防災行政無線の音達調査についてでございますけれども、まず、昨年この防災行政無線の基本設計を行った際にもこの音達調査というものをやっております。

これについては、蘭島から銭函まで全地区でやっております。今回の実施設計については、まず、小樽市内の中央地区で 1 カ所、これは色内、港町、堺町、築港で大きく中央地区で 1 カ所と、それから銭函地区、これで 1 カ所、実際にそちらの場所にスピーカーを持って行って、スピーカーも何種類かいろいろな音量の遠くまで聞こえるものとか、広範囲に聞こえるもの、いろいろなスピーカーがありますので、そういったスピーカーを何台か持

ち込んで音の伝わり方、こういうことを実際に音を出して調査しているというものです。

実際に、効果とか結果ということにつきましては、これは実施設計が完成した段階でお示しできるのかなど、このように思っております。

○山田委員

ある程度、どういう形でやられたかはお聞きしました。

そこで、実施設計だとか今後の取り組み、例えば、高い鉄塔を建ててその上にスピーカーを立てて、昔のサイレンみたいな形にするのか、どのようなものを想定しているのか、もしお考えがあればお聞かせください。

○（総務）災害対策室長

拡声装置、スピーカーですけれども、今、委員のおっしゃったように高さ15メートルぐらいの電信柱のようなものを建てて、その上にスピーカーを各方面に、その必要な拡声をする場所の方向に向けて、幾つかスピーカーをつけると、このような形で一応、今考えているのがとりあえず、これは津波対策ということですので津波浸水区域、これが銭函から塩谷・蘭島まで今のところ40カ所ということで考えてはおります。

○山田委員

今度、生かすとしたら、例えば、言葉が伝わるのか、例えばブーというブザーみたいな音にするのか、そこら辺の何か施策とかはありますか。

○（総務）災害対策室長

今のところ、そういう警告音みたいなものと音声の両方でできるような形を考えてございます。

○山田委員

あとはスケジュール的な問題です。予算もあるでしょうが、今こういう災害が起きている状況なので、早急にこのような整備を進めていただきますようお願いして、私の質問は終わります。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。